少年法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

目

次

〇〇〇		000	000
法律第九十三号)(附則第十九条する法律(平成二十七年法律第四年法律第五十九号)(附則第十六六年法律第五十七号)(附則第十	大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七際受刑者移送法(平成十四年法律第六十六号)(附則第十	年の保護事件に係る補償に関する法律(平成四年法律第八春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)(附則第十条関入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号	成元十十六九年
関係)	る日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定法律第五十号)(附則第十四条関係)条関係)	十四号)(附則第十一条関係)	36 14 1

少年法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

 \bigcirc

少年法

(昭和二十三年法律第百六十八号) (第一条関係)

(傍線部分は改正部分)

一人でこれをすることができる。	第四条 第二十条第一項の決定以外の裁判は、判事補が 第四条 第二十条の決定以外の裁判は、判事補が一人で (判事補の職権)	をいう。	開大目次目次第一章~第三章 (略)第二章 特定少年の特例 (第六十一条)(新設)第二節 (略)(新設)(新設)第二節 (略)(新設)(新設)第二節 (略)(新設)(新設)第二章 (略)(新設)第二章 (第二章 (略)第二章 (第三章 (報)第二章 (第三章 (報	改 正 案 現 行	
-----------------	---	------	--	-----------	--

第 `可配 + 要弁を偶 し護受者 な士け いをて直 年 付 系 並 添付のび 人添親 に に人族 選を及 任選び 保 任するには、家庭任することがでいます。 庭で家理 裁き庭人、 。判保 所 のた所佐 許だの人 可し許

L

第 `必十~ じく な 家呼要一呼 VI 前 庭出が条出 裁状あ 同お項 行そ の判をる家及 状れ規所発と庭び 認裁同 をが定 はし て、 め判行 発あ に しる る所 よ少 てとる年そとは き呼 又の き そは出は呼 は事 `件 \mathcal{O} 保 出 L 同そ に 護し 少の 行の応 者を 年 調 を少 じ がす又査 ることと 年 な す る文 正 1 こは保 当 なが者判 き が護 理でにに で者又 由き対つ きには がるしい る対応な て

2

 \mathcal{O}

第 てはる 十 、张二 同前態条急 行条に 状第あ家場 を二つ庭合 発項て裁の しの、判同 て規そ所行 定のは そに福 のか祉少 同か上年 行わ必が をら要保 すずで護る、あの のあるとであるとい が少認緊 で年め急 きにる を る対と要。しきす

執

第 七十決 号 条 六 定 のの条の 決 四 定第家行 を一庭 し項裁 た並判 び所 きには は第 家十 + 庭四七 裁条 条 判第 所 一 調項項 査 第 裁及 判び第

> 。付 、十 添付条 人添 に人少 選を年 任選及 す任び るするに は、家とが、 庭で家 裁き庭 判る裁判 のた所 許だの 可し許 を 可 要弁を し護受 な士け いをて

第 `必十~ 者庭出が条出 に裁状あ 対判をる家同 し所発と庭行 認裁 るめ判 。年調 又 查 は又 保は

護審

者判

にに

対つ

しい てて

な 家呼要 V て、、 同正こる所行当ととは 状のがき、 を理では事 発由き、件すがる少の ることが が項 での き呼 る出 に

てはる十、次二 状二 略同前態条急 行条に \mathcal{O} 状第あ家場を二つ庭合 発すの、判同 る規を所行 定成 に

とに福

がか祉少

でか上年

きわ必が

るず、あのであっている。

そるた

のとめ

少認緊

年め急

るとき

第

執

2

第 条十二 第七十決 条六定 項の条の の四 決第家行 定一庭 を項裁 半 L たとき 第所 十は きんは条、、 + 家 第 七 庭二 裁十 判 条 項 所 及 調び 査 第 裁四第

が官所 で 又 き は記 童 祉 務 司事 を務 L 7 務 の教 決 官 定 を警 執察 行 さ せ保 る護 こ観 と察

- 2 `決四 家呼定第 庭出を 庭 裁状執項裁る児官 判を行 並判 す CK 所 るには た第 7 \Diamond 第 必 十 十 要 \mathcal{O} 兀 七 呼が条 条 出あ第 第 る L لح を 項項 す き 第 第 るは ことが 年 び 号、 第 で に第十 きる 対 \equiv 七 L 号 条 てのの
- 3 `|れ|規 が 定 あに る ょ と る き 呼 所 発 は出はし る L こそ 少 に لح の応 年 じ が で年な きにい 正 る 対 لح 当 L き な て、 理 又 由 同は が 行 応 な 状 じ < を な 発い 前 しお 項 てそ \mathcal{O}
- 4 発項に のあ家そ L 7 規つ庭の て裁同 に 判行 \mathcal{O} かそ所を 同かのはす わ福 行 ら祉少 を ず、上年が、 す る 必がが少 こそ要保 が少あの で年る た きにと対認緊 しめ急 てると要 と要 同きす 行はる 状 状 を前態

5 6 略そ

六 年 二所 収 家容

第

四九の二へ き条 七別 条 措十少 日所 は第 が条鑑 をに 超収決項 と の別 え 容 定の 十 5 る すを決 条 れ こと る も定 第 7 0 を い庭の は لح 項る裁 て す る 事判時 で が き 第件所継 で少 場 な き年合 二には続 る。 十つ をに 引お三 い第 たきい条で、 +て、 第 続 七 しき 相必項十 第 そ 当 要又八 の期 とは条項 期間認 第 第 間少め二第 は年る十十号

護 七 条 処 の分 二 の 取 消 略

> 判 が官所 で 又 書 き は記 る児官 童 福法 祉 務 司事 を務 官 L 7 法 そ務 の教 決官 定 を警 執察 行 さ せ保 る 護 こ観

- 2 の四 決 第 家 庭 に裁出を項裁 判 し所を行第所 す十 は する人 第 こ と め +必第七 条 でが十 第 き あ条 及び第 項 第 は 少四第 年条十 に第七 対 一 条 し項の
- な 家 者 庭 呼 定 対判状執 は発 て 同正 当 行 状の を理が要 由 発 が す るなる こと < 前 が項 での き呼 る出 に 応 U

3

発項に すのあ家 る規つ庭 こ定て裁 略とに、判がかそ所 でかのは きわ福 るら祉少 。ず上年 、必が そ要保 ので護 少あの 年るた にとめ緊緊 しめ急 てるを と要 同きす 行はる 状 状

4

5 • 6

第 $\mathcal{O} \stackrel{-}{=} \widehat{}$ 定の を決 + 措十少 す る も定 条 置六年 を ま は 9 が条鑑 て、 で す でとの別 うら二所 きが る な で少 場 第れ 収 き年合 て家容 十い庭の る をに \equiv 引お る裁一 但きい条事判時 て、 し続 第件所継 き には続 そ相必項つ の当要又い第 とはて 期期 + 間間認第 七 は少 \otimes 第 条 年 る + +と四八 七鑑 日別き条条項 を所は第か 超に `一ら え収決項第号

十 保 七護 条 処 の分 $\underline{}$ \mathcal{O} 取 (消 略し

を前態

6 2 (

にの定 係手に前 る続よ三 事はる項 第に 件 のそこ 定 手の十め 続性四る の質条も 例に第の に反一 \mathcal{O} よし項ほ るなのか い保 限護第 り処 、分項 同の及 項取び の消第 保し二 護の項 処事の 分件規

 \sim

第 一つ四〜 くて 十検 (付第五事五察 件条官 を 略検家送 察庭致 官裁後 に判の 送所取 致が扱 しいい た第 ٤ = き十 は条 第 次 一 の項 例の に規 よ定 るに。ト ょ

る 略添十 人条 は第 こ項 れの を規 弁 定 護に 人よ とり み選 な任 さ れ た 弁 護 士 で あ

四(条い \mathcal{O} (分 略離

3 2 第

ても刑るは 収の者法、刑へ十取 容を、律少事略九扱 し除同一年施 なく条平一設 け 第成刑 れ一八十事留 ばを号七収置な除の年容施 らく未法施設 な 決律 設及 $\sqrt{}$ 拘第及び を禁五び海 者十被上 十と号収保 歳し ~ 容 安 て 第 等 置 以 上 の地条の施 者位第処設 とを四遇に 分有号にお 離すの関い しる受すて

は 禁 \mathcal{O} 執

2 第 五一

行本十懲 を人六役 継が条又 続 す っることで 六略 錮 歳 が達 できる。 す る で は 前 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る

> 2 (

6 に定 反に前 しよ三 なる項 い保に略 限護定 り処め 、分る 保のも 護取の 事消の 件しほ ののか 例 事 に件第 よの一 る手項 。続 及 はび 、第 そニ の項 性の

質 規

 \sim

第 六一件四((* · · らを十検 少五検五察 察条官 略に家送 送庭 致 致裁後 し判の た所取 とが扱き、い は第 次十 の条 例の に規 よ定 るに ょ 0 7 事

(官

略れ年 を又 弁は 護保 人護 と者 みが な選 す。任 L た 弁 護 士 で あ る 付 添 人

は

七

四(刑一十取 条い \mathcal{O} (分

3 2 第 けも刑るは れの者法 ばをへ律少事略九扱 な除同一年施 らく条平(設なの第成刑) \smile 八十事留 15 を号七収置 除の年容施 く未法施設。決律設及 決律設及 拘第及び を禁五び海 成者十被上 人と号容保として容安 分て第者留 離の二 等 置 し地条の施 て位第処設 収を四遇に 容有号にお しすの関い なる受すて

は 禁 \mathcal{O} 執 行

2 第 五. 略錮

る ま本十懲 で人六役 はが条又 満 前二 項十 の歳 規に 定達 にし よた る後 執で 行も を 継満 続 す っることが--六歳に達

2 第 の、態けに 検を情+年六、 指行様れ係前察も状条を十検 置状及ばる項官のにのい二察を及びな次のにて照規う条官		第	第六十一条	第	3 (略
「一大学」とは、 「一大学」とは、 「一大学」とは、 「一大学」とは、 「一大学」とは、 「一大学」とは、 「一大学」という。以下同じ。)に係る事件については、 に係る次に掲げる事件については、同項の決定をしない。 に係る次に掲げる事件については、同項の決定をしない。 に係る次に掲げる事件については、同項の決定をしないがからず、家庭裁判所は、特定少年 に係る次に掲げる事件については、同項の決定をしないがはならない。ただし、調査の結果、犯行の動機、 は解察官に送致しなければならない。 「一大学」と認めるときは、決定 をもつて、これを管轄地方裁判所に対応する検察庁の をもつて、これを管轄地方裁判所に対応する検察庁の をもつて、これを管轄地方裁判所に対応する検察庁の をもつて、これを管轄地方裁判所は、特定少年 に係る次に掲げる事件については、同項の決定をしな に係る次に掲げる事件については、同項の決定をしな に係る次に掲げる事件については、同項の決定をしな に係る次に掲げる事件については、同項の決定をしな に係る次に掲げる事件については、同項の決定をしな に係る次に掲げる事件については、同項の決定をしな に係る次に掲げる事件については、同項の決定をしな に係る事件については、第二 をもつて、これを管轄地方裁判所は、特定少年の性格、年齢 に係る事件については、同項の決定をしな に係る事件については、第二 にのようない。	第一節 保護事件の特例	五章 特定少年の特例	条 (略)	四章 記事等の掲載の禁止	
(新設)	(新設)	(新設)	第六十一条(略)(記事等の掲載の禁止)	第四章 雑則	3 (略) きる。

第 2 第 を犯す 者 ればた 六 選 六 \mathcal{O} た 同 を 同 法 ただだ なけ . 学 の 十三 は 保 規 き 特 + が 組 同 法 ば 犯 項 及 家 律 は Š 項 E 禁 匹 織 第二 す 護 犯 庭 な 定 に び 0 第 死 とき特 条 は的 12 5 て 条 前 公 裁 に と 規規 定 錮 処 刑 れ L 政 百 同選 規定す 書 条第 た 百五. 判所 な は、 ょ き 定 号。 に当 分 ばならな 少 正 定 治 又 年 0 \mathcal{O} 同 法 挙 ŋ 特 す す 資 家 は 「たる罪 他庭 0 規 確 定 項 第運 + は 選 検 定 る る に 無 金 少年に 十四四 期 項 ĺZ 動 る 罪 罪 定を準 保 察 規 係 挙 少 \mathcal{O} 裁 \ \ ° に重 百 管理 罪、 条 るも 若し て \mathcal{O} 規 公 官 年 \mathcal{O} 法判 \mathcal{O} \mathcal{O} 正 条 事 規 定 0) 五. \mathcal{O} 職 公 に 事法 律所 \mathcal{O} に 事件で 第 特 用 この場合 す 者 送 < 定 大な支障 係 +係 件 件 同 選 正 に は \mathcal{O} する。 るも 法第二 例) にか る罪 るも は短 第 致 を 挙 \mathcal{O} 昭お (前 項 次 す 除 法 確 和 11 公 あ カン 0 Ź 項 号 期 \mathcal{O} 保 < 項 職 \mathcal{O} 第 \mathcal{O} 7 に を に 各 等 +兀 L 百 に 規 わらず、 事 12 準 選 に カン て、 · を考 おい つい 第 た 同 五.十 どう 定 及 件 号 規 \equiv 用拳 該 年 百 0 ぼ に 定 当 以 法 兀 V で す 12 で 年 て、 す か 7 す あ 項 項 掲 慮 て、 あ す る そ 上 か 法 る も 各号 して る場 条 \mathcal{O} 0) か は と 場 昭 同 0 に げ 七 を 律 0 懲 そ て、 罪 わらず 規 決 て 項 認 \mathcal{O} る 条 前 第 合 和 者 行 を犯 定 定 条 合 を 役 \mathcal{O} \mathcal{O} 同 \Diamond \mathcal{O} に \mathcal{O} 百 る場合 決定を たするに 条第二 罪質 そ 掲 す 第 が 罪 わ 第 そ に 含 + を 若 九 すと げる しく る罪 犯し なけ 係る \mathcal{O} 又 \mathcal{O} + む 五 項罪 罪 は 年 が 項 兀 (新設 新

4 3 5 2 情は、 りに当 ること 又 は れ な 範 特 た ば 5 少 囲 処 ることが れ 7 裁 第 勾 0 家 前 \mathcal{O} た 留 そ ならない 軽 な 年 事 判 家 定 庭 内 分 規 項 カコ 軽 六 少 が 少 さ の裁 月 る 庭 部 院 に を 定 第 年 件 重 年 れ を決 項 **(**) 重 所 年につ 決定と する その で を、 れ 又 を考 判 な 院 定 に \mathcal{O} に するとき を 罪 L を \mathcal{O} \mathcal{O} は きる。一 号 なけ を 保 所 収 11 で に 保 保 す \mathcal{O} 考 0 護 きる 護 は 慮 容 場 送 ることが 事 ŧ 慮 き 第 他 護 て \mathcal{O} は 犯 第 同 することができる期間 合 観 観 件 \mathcal{O} 処 1 保 致 れ L 0 項 第 は に、 て 環 分 て + 時 情 ŧ 護 す 察 察 に ば て 7 少 少人 ること。 所所 三条 なら 0 相 境 に は に 観 つ 年 七 \mathcal{O} \mathcal{O} 年 当な限 とし そ 察 で 調 規 項 軽 同 \mathcal{O} 0 1 が お 条 次 きる。 一院に収 保護 特 整 第 第 保 な 定により 重 \mathcal{O} 項 に \mathcal{O} 0 未 1 年 各 場 に て 決 護 \ ° 定 決 を \mathcal{O} お 考 関 号 号 合 以 定 家 観 観 度 少 は 勾 項 決 1 ただし を を除 第 容する期間 لح 察 察 年 する措 留 庭 に 下 \mathcal{O} 慮 定 7 第 定め 保 \mathcal{O} 保 同 裁 に に に 掲 超 で \mathcal{O} L は ええ 付 号 げ 時 判 あ 護 て 日 号 範 護 ょ 付 1 を定 る保 な る場 置 る期間 数 同に 第 すること。 す て、 井 処 ŋ 観 \mathcal{O} 所 \mathcal{O} を行 ること。 保 措 察 は 内 分 項 は 少 罰 1 合 を 年 護 審 所 置 に を \otimes \mathcal{O} + 護 金 範 以処 処 に わ そ 定 な に お 決 年 囲 判 \mathcal{O} が す 同 院 六 に は、 せるこ 長 算 کے る 定 以 号 条 分 分 内に を め \mathcal{O} 11 け 下 をし 全 部 なけ とき 収容 \mathcal{O} 入 5 て れ に 下 \mathcal{O} 第 に \mathcal{O} 開

ょ

ば

保

 \mathcal{O}

限刑い

お犯始

犯

す

れ

とが

できる。

新設

第 4 3 2 六十 を 取 に の 期 四 定 第二つ 特取 第の 0 掲 ŋ 第 規 は + 五. 定 0 定に げ 条 法 消 + 少 1 1 るこの 年 項 特 律 L て 七 て た 定 第三 で 条 は \mathcal{O} \mathcal{O} 第二十十 あ 場 前の条二 規 少 適 条第関 年 法 る 合 定 適 による 第第用 律 少 に で あ 年 係 年 は 六 \mathcal{O} 五. L な る 条 に 規 項項 項 \mathcal{O} 保護 第 、保 。 護 定 適用 第 \mathcal{O} 11 少 0 (第三 規 年 兀 \mathcal{O} 1 号 事 定 処 適 \mathcal{O} 項 L て んは、 用 件 な 分に 及 は、 号 又は 保 ٠ ١ に に 護 び に 第 係る事はの事件の 係 関 第 二 用 0 少 る部 V 三号 年 す + 院 る し (第二十: 件 な 分に 0 六条の二の は 次 に を除く。 保収 0 ζ\ 。限 護 容 る。 処中の · 六 条

げ の欄 る字句とする。 規 定 中 同 表の 中 欄 に 掲 げる字句 は 同 表 \mathcal{O} 下 欄 表 れら \mathcal{O} 掲 上

第二十三条第一	含む。) 場合を	て読	の三第一項にお	し書(第十七条	五条第一項ただ	し書及び第三十	第三十二条ただ	一項ただし書、	第十七条の二第		第四条	W > 二 / ~ · · · >
又は第二十条								護者	選任者である保		第二十条第一項	
、第六十二条又								項の特定少年	第六十二条第一	項	第六十二条第一	

2 第 ②定 るとき、 れ \bigcirc き 条場 第 第 第 条 項 及 第二 第 第 院 れ 項 に ば ば 程 事 第 合 及 0) +保 次 なら 収 本 項 + + + + 項 5 度 に び 項 六 護 び に 容 は 人 が を 項お 条観 第 第 れ 第 兀 八 六 五. 第二て た な 遵 \mathcal{O} 重 条 定 条 察 条 条 条 期 た < 改 守 項第項 て \Diamond 更中 \mathcal{O} 十 第 \mathcal{O} 間 るも 期 れ 善 L 号 生 \mathcal{O} 七 を少 間 及 び な ただ に カュ \mathcal{O} 家 保 者 第 項第 第 条 並 前 第 項 及 達 カコ 保 庭 が つ、 0 護 12 第 第び び 条 し、 し 更 裁 通 年 つ 護 \mathcal{O} 法 対 + 第三 第 に + ++ 生 院に たと 算し 少 処 て 判 第 ほ す 号 四 兀 第 五. 項 兀 を 年 分を受け V 所 カン 六 る 号第 条条 条 条 項 7 収 図院 認 るとき \mathcal{O} は + 収 又 第 + 第 項容のす 同 ることが に \Diamond 八 容 前 号 兀 は 5 条 審 お 条 決 項 は 第 る旨 た 決 \mathcal{O} 1 れ 判 \mathcal{O} 定 第第 項第 項第 第 及 項第 定に · る事 者 7 \mathcal{O} 決 第六 六 び 六 六 処 が 定 項 \mathcal{O} で 結 \mathcal{O} + + + 項第 + きなを ょ 0) 0 決 そ 果 由 申 に 第 五 号 四 六 兀 兀 兀 規 定 限 り \mathcal{O} が 係 請 条条 条 + 条 条 既を 遵 第 守 六 る事 ŋ 定 い行 あ が 第 又 第 第 لح で に に L わ り あ は 条 ない なけ より 少 年 認な す 十 件 \Diamond け \mathcal{O}

項

は

六十三

一条第

項第

新設

件 の 除 続 \(\frac{1}{5}\) 手 は 続 そ \mathcal{O} 例 \mathcal{O} \mathcal{O} による。 規 性 定によ 質 に 反 る L 特定 な 少 限 年 り であ る少 0 法 年 律 \mathcal{O} 保 護 0 項

3 す 項措 り 第 第 Ź 置 ることが 六 \mathcal{O} に 項 規 \mathcal{O} + 定に お 例に 兀 \mathcal{O} 条 け 決 で 第 ょ る ょ 定 、きる。 る留 二項 収 ることとされ をする場 容及 置 \mathcal{O} び 規 \mathcal{O} 一合に 更 定 日 生 数 に る第十 保 ょ は お 、護法 ŋ 1 定 て 七 \Diamond は 六十 条 5 全 第 部 れ 前 た 又 八 項 期 は条 項の 間 の 三 第二 規 部 に 定 を 第 算 号

第 事 件 0

第

七

条

節 刑 事 特 例

項 年 につ 又 \mathcal{O} 第 は 被 兀 第 1 疑 + 六 事 7 は +件 条 及 条第 適用 同 び 項 第 L \mathcal{O} 兀 な 項 規 + 定に \mathcal{O} \equiv 1 決 条 定 第 が 1 あ 7 項 は \mathcal{O} たも 規 第一 定 は

な一般に発 は項 第六 \mathcal{O} 規 及 十二条第 定 び特定少年である被告 は 特 定 項 少 年 \mathcal{O} 決 \mathcal{O} 定があ 被疑 事 人につい 件 たも 第二 0 ては + に 限条 る。 第 適 用 項 \mathcal{O} L

2

第四 限

+

八

条

第

項

並

び

に第四

+

九

条

第

項

及

び

第三

十条

第

特 +

定

少

に

る。

3 事 第 四 件 に + 0 1 九 て 条 は 第 適 項 用 \mathcal{O} L 規 ない。 定 は、 特 定少 年 に 対 す る 被 告

4 ° \(\mathcal{U} \) 第二 第五 + 項 0 _ 条 、 規 定 は、 第 五十 特 定 四条並 少年に び つい に 第 て 五. は + 六 条 適 用 第 L な 項 及

5 刑 第 \mathcal{O} 五. 言 八 渡 Ĺ 条 を受け 及び第 た者 五. + に 九 条 1 0 規 は 定 は 適 用 特 L 定 な 少 年 0

> 新 設

> > 新 設

第六十二条 (略)	第一条 (略) (施行期日)
附則	附則
新設)	第六十八条 第六十一条の規定は、特定少年のとき犯し第六十八条 第六十一条の規定により通常の規定に従い審判をすることとなつた場合における同条の記事に従い審判をすることとなつた場合における同条の記事の限りでない。
(新設)	第三節 記事等の掲載の禁止の特例
	十六条第一項 項 項 第四十五条の三 第二十四条第一 第六十四条第一
	四十五条第二十条第一項
	する。根に掲げる字句は表の中欄に掲げる字句は
	げるこの法律の規定の適用につ
	7 特定少年である少年の刑事事件に関する次の表の上一 肝に欠せられた者にていては 通用しない
	第六十条の規定は、特定少年のとき犯

	(削る)	(削る)	(削る) (削る) (削る) (大正十一年法律第四十二号)をいう。 (大正十一年法律第四十二号)をいう。 (経過規定)
第八号の保護処分及び第五号中保護処分及び	第一号から第四号ま 第一項第二項第三 の処分 第二号から第九号までの保護処 の処分 第二号から第九号までの保護処 に従い、これを新法第二十四条又は第二 によりなされたものとみなす。 によりなされたものとみなす。 によりなされたものとみなす。 によりなされたものとみなす。 によりなされたものとみなす。 によりなされたものとみなす。 によりなされたものとみなす。 によりなされたものとみなす。 によりなされたものとみなす。 によりなされたものとみなす。	田去第三 規定によりなさ された処分は、 前項の場合にお	れを家庭裁判所に係属したものとみなす。 2 この法律施行の際少年審判所に係属中の事件は、こく、大正十一年法律第四十二号)をいう。 第六十三条 この附則で「新法」とは、従前の少年法を、 (経過規定)

第六十八条 この法律施行後二年間、第二条第一項の規第六十八条 この法律施行後二年間、第二条第一項の規定にかかわらず、少年は、これを十八歳に満たない者とし、成人は、これを満十八歳以上の者とする。	(削る)
第六十七条(略)	第五条(略)
第六十六条(略)	第四条 (略)
第六十五条(略)	第三条(略)
第八条第一項及び第二項」と読み替えるものとする。るのは、それぞれ、「旧法第七条第一項」及び「旧法五十一条」及び「第五十二条第一項及び第二項」とあ、第五十八条及び第五十九条の適用については、「第第六十四条 この法律施行前言渡を受けた刑においては	(削る)
とみなす。れた処分は、この法律の相当規定によりなされたものが、前二項に規定するものの外、旧法の規定によりなさ	(削る)

○ 更生保護法(平成十九年法律第八十八号)(第二条関係)

二 第三十五条第一項(第四十二条及び第四十七条の一 (略) 一 (略) デート三条 地方委員会は、次に掲げる事項については第二十三条 地方委員会は、次に掲げる事項については(合議体)	目次 第一章 (略) 第二章 仮釈放等 第二章 仮釈放等 第二章 仮釈放等 第二章 仮釈放等 第一節~第三節 (略) 第一節~第三節 (略) 所則 「所掌事務」 「所掌事務」 「所掌事務」 「の一少年院からの仮退院中の者について、少年院に戻して収容する旨の決定の申請をし、又は仮退院を許して収容する旨の決定の申請をし、又は仮退院を許して収容する旨の決定の申請をし、又は仮退院を許して収容する旨の決定の申請をし、又は仮退院を許して収容する旨の決定の申請をし、又は仮退院を許して収容する旨の決定の申請をし、又は仮退院を許して収容する旨の決定の申請をし、又は仮退院を許して収容する旨の決定の申請をし、又は仮退院を許して収容する旨の決定の申請をし、又は仮退院を許して収容する旨の決定の申請をし、又は仮退院を許して収容する目の決定の申請をし、又は仮退院を許して、というには、というには、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	改正案
二 第三十五条第一項(第四十二条及び売春防止法(一 (略)	目次 第二章 (略) 第二章 (報) 第四節 収容中の者の退院(第四十六条・第四十七 第二章 (解) 第二章 (略) (所掌事務) (所掌事務) (所掌事務) (下写生保護委員会(以下「地方委員会」と (下写上保護委員会(以下「地方委員会」と (下写上(下)) (下写上(下)) 	現行

第の第並 規二び 止四審四止 法項理項法 のに 第開お昭 す年 場律 合 第 を百 含十 む八 。号

七

判す三 断る並 場び 合に十定十に を売九に五売 含春条よ条春 む防第る第防 の第 規 定十四始い和 に五十にて よ条二係準十 る第条る用一 審四及判 理項び断る法 のに第 再お四 開い十 にて 係準条 る用の

2 • 匹 3 略

第

さ生段二条す院四~ る とせの階十第 るに十仮 き るたが六一 収収一退 はこめ最年項容を条院をおは、とに高法はのれ地許 定改当階第い て方す 特 を善でに五て 定 い委処 も更あ達十同保 る員分 つ生るし八じ護者会でのと、号。観 はは → ○ 察 第 、 た 認 仮 め め に 第 に 処 六 退にる退十つ分 + 護 と院六い少 院 特 八処 をにきさ条て年 条 分 せに を 許 必 \mathcal{O} \mathcal{O} す要でのとす院 であ他とす院。 である。 執 行 \mathcal{O} る仮がる法第項た すとに改処へ 四に 8 る認退善遇平十規 少 。め院更の成六定年

小 年 法 許の 第 + 兀 分 条 の第 執 行 項 の第 た め号 少 又 年は 院第 に六 収十 容 四 中条 の第 者一

第 さあ院四の項 せっに十退第 るた収六院 の場容条を号 を合さ 相にれ地す保 当おて方処護 といい委分処 てる員 認 者会 \otimes るときさい保 て護 せ <u>二</u>+三 7 処 そ少分 \mathcal{O} 年の 歳保院執 を護 の行 超処長の え分のた 7 を申め 少終出少 年了が年

> 開お昭 五三にて三 場律 合 第 を百 含十 む八 の第 規二 定十 に五 よ条 る第 審 四 理 項 のに

規二 定十第始い和 に よ条十係準十 る第九る用一 審四条判す年 理項第断る法 のに四 再お項 開い にて 第 係準四 る用 + 判す 断る条 場 及 合び を売 含春 お防 止 法 の第

兀

2 略

を

第 きるたが六院四へ め最年に十仮 は とに高法収一退 決が相段律容条院 定改当階第さ を善でに五れ地許 も更あ達十て方す つ生る し八い委処 てのと、号る員分 た認仮・者会 仮めめに第には 退にる退十つ と院六い保 院 特 をにきさ条て護 許 必 せに ` 処 要そる規少分 す もでのこ定年の のあ他とす院執 仮がる法行 る すとに改処への る認退善遇平た め院更の成め るさ生段二少 とせの階十年

少 年 院 に 収 容 中 \mathcal{O} 者 \mathcal{O} 退 院 を 許 す 処

第 三あ院四 歳っに十 をた収六 超場容条 え合さ てにれ地 少おて方 年いい委 院てる員 `者会 に 収退には 容院つ さをい保 れ相て護 て当、処いと少分 る認年の 者 め院執 にるの行 0 と長の いきのた て(申めは二出少 十が年

なければなられた。ときその他別を相当と認めるときその他別 と と と き) るとき) 7 1 くする。 は、そのに、そのい 定保該て をもった。 当は L 分を なく 少 て、 年 終 な院 をせと 百 許る認三 さのめ十

き)

な 少 く 年

はなった

決定をもって、これをつたと認めるときその処法第百三十九条第一項に

を他に 許退規 さ院定 なをす け相る

れ 当 事 ば と 由 な認に

らない さると

2

第 兀 退 更 達 少 に 院 年 規 + 収 を 院 再 定 容 必 \mathcal{O} 七 許 要 た 退法 す 条 C_{i} 中 院 る す の <u>ニ</u> で 保 \Diamond 第 \mathcal{O} É あ 護 に さ + 収 特 0 観 相 容 ると認めるとき せ 六 定 当 とする。 察 条 て 中 保 地 を で 再 に \bigcirc 方 護 実 あ び規 特委 観 施 る 保 定 員 定 察 と認 する す 護 保 会 処 ること 観 護 は 分 察 処 は 8 観 小 察第 遇 る を 年 が لح 実 六 決 \mathcal{O} 処 \mathcal{O} 段 定 き 改 施 分 退 +をも 階 院 善 す 少 八 るこ 更 そ が 年 条 を 生 最 0 \mathcal{O} に \mathcal{O} لح つ五 \mathcal{O} 他 高 す た が 第 退 段 処 改善 階 分 \Diamond 院 さ 項

> 2 略

新

新

第

兀

七

第三

十

Ŧī.

条、

第

+

六

条

第

七

潍

用

えるも

のとする。 とする」と

ŧ は

 \mathcal{O}

あ

る る

 \mathcal{O}

は

「ことが

できる」

と読

4 項 若

刑

罰 保

法令に 護処 の <u>-</u> 第

触

れ

行

為

第 あ

九 は

条

第 犯

のは 三十

分

と、

犯

罪

と

る

 \mathcal{O}

罪

から

カン

んらい 0

項

ま

 \mathcal{O}

定

は、

前 条

条

規

定 第三

による少

年 第

退 第 院 五

院に

, つ

7

準 規

用

でする。

場

合

に

お

て、

第

項

及 条

び 第 の 三

項

第三十

凣

並

び

に

+

九

条 +

三十五

条

項

中 ١, で

第三十十

八

条

第

中

刑

とあ

る

لح

あ

る

0) \mathcal{O} \mathcal{O}

少

年

院

法

第

百

項は

条

- 16 -

察

第 のい四 定う十保 。八 \aleph る とこ に 対次の ろ すに対 十にる掲象 よ保げ者 観者 察(の以 実 下 施一 に保 つ護 い観 て察 は対 象 者 \mathcal{O} 章と

<u>二</u> 〜 る 四者項 少 第 。 以 法 下号第 若 保 L < 護 兀 観は条る護る 察第第 処 二 分号項 少の第 年 保 護 号 と処又 い分は うに第六 付六 さ + れ四 て 条 い第

第 一五(般十一 遵条般 守 事保守 項護事 量観項 と察 い対 う象。者 は、 を 遵次 守に し掲 なげ ける れ事 ば項 なへ ら以 な下 V) _

除定りに準すめ る に住お 用 よ居 そ V す との観察 る りを 7 宿特準 場 地察略 泊定用 合 第をに を三管付き すさす べれる き特定のほう第六十八名 む九すれ 条るた) 第保 き え 三 き 場び条 は項観は 所次の 第一察 を条七 七第所速 定第第十四のや めニ 八十長か ら項項条 二にに れ第のの条そ 二にの住 た五規 場号定第お届居 合のに一い出を を規よ項てを定

兀 前 号 住 及 \mathcal{O} 居 を に び 届 特お は 第 出 定 第 兀 に さ 7 + 係 れ準 + 七 る た 用 住 八 条 する場 場 条 \mathcal{O} 居 合 \mathcal{O} に 七 に 第 は 合 お 第 当 を 該 含 + 1 7 九 項 終した。 条 準 (第 用 第 七 す 次の十 る 項 号 規 場 の定条 合 第 転にの を四

第 一のい四 定う十保 。八 護 ~ 条 観 ところ に 対次の 下四よ保げ者 護る 観者 察(の以 実 下 施「 に保 つ護 い観 て察 は対 こ の 章と

れ て 少め い年る る法 者第 一条る 保第 護 観項 察第 処 一 分号 少の 年 保 護 と処 い分 うに。付 付

兀 略

第 五. 般十一 遵条般 遵 事保守 項護事 量観項 と察 い対 う 象 者

守

) は

遵 次

守に

し掲

なげ

ける

れ事

ば項

なへ

ら以

な下

11

を

特場七準すめ る 定合十用 その地察の の及八す 場び条る 所次の場 を条二 第 合 をに 定第第を含め二一合 三 管 付 十轄さ ら項項む九すれ れ第の 条るた た五規次 第保と 場号定 号 三護き 合のにに 項観は を規よお除定りい (察 第所速 くに住 て四のや よ居同一長かにこれに) 。 って ち って ち 定 条そ 一にの住 すさ又お届居 べれはい出を きた第てを定

兀 二に場七 項は合十 前 当に八 第 号 五該は条 \mathcal{O} 号許当の届 の可該 出 規に住第 に 定係居 係 項る る に よ住次の住 号 規 居 ŋ 居 宿 の定 泊に転に第 す 居居 よ三 ベ 住の り十 す許住九 る 特 可 居条 こをを第 定 と受特三 \mathcal{O} け定項 所次たさ又 を条場れは 定第合た第 第 五。 一别 条 遵 守 (事

転べ住の 転前 き居号期 居 きす許 とはす 間項 特る可 \mathcal{O} る 規 \mathcal{O} 定 規四のと受 あ場 定 ら合 に 定 場っけ かを ょ う に 所次た 七 じ除 1) ょ 条 を条場 めく 居 り 定第合 \mathcal{O} 定 め二に 住 \mathcal{O} す 満 のら項は \Diamond れ第当 護又る 了 決 Ś 観は 12 れ 定 た五該 察七と ょ た 又 場号許 لح ŋ 期 所日 は 合の可 の以さ釈間少 を規に 長上れ 放 除定係 以法 ののて さ くにる 許旅いれ 下第 よ住 た 可行 る 1) 居 をを住場 収十 受す居合容四 泊に

五.

る لح

保

°住第規た釈り居お保が受条し 居五定前放宿をい 護仮け第た刑けるにに可条 項中泊特で 観釈た一者法 にのよ 第のす定準察放者項に第 三保べさ用に中への対二 つ転り きれず付の以規す十 き居住号護 の居の観特たるさ保下定る七 同許を届察定場第れ護 「に刑条 項可特出のの合力た観保よのの と察護り一三 第を定に終場及十 三受さ係了所び八きに観保部第 号けれる時を次条は引察護の一 のたた住に定条の き 付 観 執 項 届場場 居居め第七 第 続 察行又 出合合へ住ら二第七き部に猶は をにに第 十こ猶付予薬 すれ項一 はは三 るた第項八れ予す に物 た当当十こ場五の条ら者る関使 と合号規のの も該該九 旨す用 の許住条 とをの定 規とのる等 可居第さ除規に第定い言法の 三れき定よ一にう渡律罪 みに な係前項て 、にり項よ し第を する項のい仮よ住にる) を四犯

> 8 5 れ た 場 合 を 除

五. 転 保居 護又 観は 察七 所日 の以 長上 \mathcal{O} 許 旅 可行 をを 受 す ける ること لح き は あ 6 カン U

2 も該該九と合号規保が受条し の許住条とをの定護仮け第た刑 可居第さ除規に観釈た一者法 三れき定よ察放者項に第 みに な係前項て にりに中への対二 する項のい仮よ住付の以規す十 住第規た釈り居 さ保下定る + 居五定前放宿をれ護 号に項中泊特た観保よのの にのよ第のす定と察護 り一三 つ転 Ŋ 保べさきに観保部第 き居住号護きれは引察護の一、の居の観烁が、キュニー の居の観特た き付観執項 同 許 を 届 察 定 場 第 続 一 察 行 又 項可特出のの合七き部に猶は を定に終場及十こ猶付予薬 受 さ係了所び八れ予すに物 号けれる時を次条ら者 る関使 のたた住に定条のの 旨す用 二規とのる等 届場場居居め第 住ら二第定い言法の 出合合《 をにに第 すれ項一にう渡律罪 。し第を しはは三るた第項よ た当当十こ場五のる を四犯

Ŧī. 一別 条 遵 守

第

一的の次項び十七二) にたににた十条特 七定め掲規少条二の別 めにげ定年の条定導 第め守 、一る事 略もに事る第 一の必項処二第項と項 と要に分十二及こは すとつが六十びろ る認いさ条七第に次 めてれの条七よ条 範観が項びのれる 囲察あ及第二に場 二第違合 内対るび に象こ第十一反をお者と六九項し除 いのを十条 て改踏六第刑場 善ま条一法合第 具更え第項第に五 体生 一並二第十

二别 守 更

第

。こは四い五~ 6 これ 第 条 て 十 特 第 ` れに ←を基号一法条遵 略変づの項務 更い保第省保事 すて護一令護項 る、 処号で観の と特分又定察設 き別をはめ所定 も遵し第るの及 、守た六と長び 同事家十こは変 様項庭四ろ、 とを裁条に保 す定判第よ護 るののである。 り観 、察 こ意第少処と見一年分 がを号法少 で聴若第年 ききし二にる、く十つ

守

第 守察っ第二項五へ 事処た一号第十一 項分と項の一四般 の少きの保号条遵 内年は規護若 容 又 `定処し 保事 をは法に分く護項 記保務よがは観の 載護省りあ第察通 し観令保つ六所知 た察で護た十の 書付定観と四長 面執め察き条は を行るに又第 交猶と付は一少 付予こ す刑項年 し者ろる法第法 なにに旨第 け対よの二号二 れしり言十若十 、渡五し四 な一保し条く条 ら般護がのは第 な遵観あ二第一

> 2 具更え第五七二 体生 一及十条特 的の次項び二の別 にたにに第条定遵 定め掲規二第め守 めにげ定十一る事 る特るす九項 と項 もに事る条 の必項処第刑ろ と要に分一法に次 すとつが項第よ条 る認いさ並二 めてれび十 定 **b** ` るに六こめ れ保こ少条れる る護と年のに場 範観が法二違合 、反を 囲察あ第 内対る二第し除 に象と十二たお者と六十場へ 十二たき いのを条七合第 て改踏の条に五 善ま四の第十

(七

守

第 がを四い五へ で聴条て十特 二別 きき第 る。 、一法条遵 こ項務 これ第省保事 れに一令護項 を基号で観の 変づの定察設 更い保め所定 すて護るの及 る、処と長びと特分には変 き別をろ、 も遵しに保 守たよ護 同事家り観様項庭、察 とを裁少処 す定判年分 るめ所法少 るの第年 こ 意 二 に と 見 十 つ

2 5 6

守

第 ら般護がの項五へ な遵観あ二第十一 い守察つ第一四般 。事処た一号条遵 項分と項の の少きの保保事 内年は規護護項 容 又 定処観の をは法に分察通 記保務よが所知 載護省りあの し観令保つ長 た察で護たは 書付定観と 面執め察き少 を行るに又年 交猶と付は法 付予こ す刑第 し者ろる法二 なにに旨第十 け対よの二 兀 な一保し条一

い守務分のを第、役執こ分渡しのい 。事省の二 釈二又又行とのして決刑 項令執の 放項ははをが期をい定事 ので行決すにそ禁受な間受るに施 内定の定るおの錮けくのけ者よ設 容めた若とい執のるな執てをりの をるめしきて行刑こっ行そ釈懲長 記と収く、同をがとたをの放役又載こ容は又じ受あがこ終刑す若は 、同をがとたをの放役又 しろし収は。けるなとわのるし少 たにて容第 るとくへりうとく年 書よい可四にこきなそ、ちきは院 面りる能十よとはっの若執、禁の 、者期 一りが、 た執し行刑錮長 を 交そを間条保なそ時行くがののは 付の釈の若護くのにをは猶一刑 し者放満し観な刑他終そ予部の第 なにす了く察っのにわのさの執三 け対るには付た執執り執れ執行十 、行な行の九 れしとよ第一こ行行 ば、 きり四部とをす又をか猶た条 な一は保十猶。終べは受っ予め第 ら般、護七予次わきそけたの収一 な遵法処条者条り懲のる部言容項

守 \smile \varnothing 通 知

2 第 わのめ間の第の 五一 りうら中者一刑刑十特 、ちれのが項の事五別 若執た保保の執施条導 し行と護護決行設 くがき観観定ののへ事 、察察にた長略項 は猶 そ予保に付よめ又 のさ護お一る収は 執れ観け部釈容少 行な察る猶放し年 をか付特予のて院 受っ一別者時いの けた部遵でまる長 る部猶守あで者は こ分予事るにに との者項場特つ懲 が期にを合別い役 な間つ含に遵て若 くのいむは守第し な執て 事三く っ行そ)猶項十は たをのが予へ九禁 こ終刑定期そ条錮

> い守務分を第、役執こ分渡しの ・事省の釈二又行とのして決刑 項令執放項ははをが期をいた定 ので行すにそ禁受な間受るに施 内定のるおの錮はくのは者」 内定のるおの錮けくのけ者よ設 容めたとい執のるな執てをりの をるめきて行刑こっ行そ釈懲長 記と収 同をがとたをの放役又 載こ容又じ受あがこ終刑す若は しろしは。けるなとわのるし少 たにて第 るとくへりうとく年 書よい四にこきなそ、ちきは院 面りる十よとはつの若執 `者一 りが、た執し行刑錮長 を 交そを条保なそ時行くがののは 付の釈の護くのにをは猶一刑 し者放決観な刑他終そ予部の第 なにす定察っのにわのさの執三 け対るに付た執執り執れ執行十 、行な行の九 れしとよ一こ行行 、きり部とをす又をか猶た条 ば な一は保猶。終べは受っ予め第 ら般、護予次わきそけたの収一 な遵法処者条り懲のる部言容項

守 通 知

2 第 わのめ間の第の 五一 りうら中者一刑刑十特 、ちれのが項の事五別 若執た保保の執施条遵 し行と護護決行設 くがき観観定ののへ事 、察察にた長略項 は猶 そ予保に付よめ又、 のさ護お一る収は 執れ観け部釈容少 行な察る猶放し年 をか付特予のて院 っ一別者時いの けた部遵でまる長 る部猶守あで者は 分予事るにに との者項場特つ懲 が期にを合別い役 な間つ含に遵て若 くのいむは守第し 。、事三く な執て っ行そご猶項十は たをのが予へ九禁 こ終刑定期そ条錮

た ` 容 の こ 別 若 項 て き と とそを時ろ遵 が第 きの記まに守 く定四又よ は釈載でよ事はめ十はる 放しにり項収ら一保釈 このた変 が容れ条護放 の時書更そ定可たの処の 限ま面さのめ能 と決分時 りでをれ釈ら期 き定のま でに交た放れ間 `|に 執 で な当付場のた の者よ行に い該し合時と 満 るの特 。特なににき く釈た別 了 別けは当はに は放め遵 よ第の収守 遵れ 該 守ば変特法 る四時容事 事な更別務釈十まし項 項ら後遵省放七 でてが がなの守令の条 にい定 取いも事で時の特るめ 。の項定ま *(*) 別者ら 消た~~めでの遵にれ さだの釈るに決守つた れし内放と特定事いと

三頭 項へ条の 命 (令 略 及 E) 《び引致)

8 2 第

り一十内間い 分六へ 体釈規地で項三に以て第7十出 ○放定方なの条第内は二 定四十积引又略 に第八放致は よ一条しす第 り項の三けき項 の第第れ場の 者七一 ば所引 が十項なに致 留六 ら引状 置条第な致に さ第七いさよ °れり れ一十 た項三たた引 と又条だ時致 きは第しかさ られ は第一 八項そ二た こ十一、 の十者 の条第時四に 限第七間時つ

条第議るの 項の第にに委い規の六に の決七係よ員 決定十るる会 `一判引が 定 を第条断致行 す七のはにう 、係第 る十規 か五定三る一 否条に人判項 か第よの断の に一る委及規 関項申員び定 すの請を前に る決 も項よ 審定第 っ本る 理又七て文命 のは十構の令 開第三成規 始八条す定第 後十のるに三 に一二合よ項

9

、放しにり項てきと このた変 が第 の時書更そ定四又よ 限ま面さのめ十はる りでをれ釈ら一保釈 でに交た放れ条護放 な当付場のたの処の い該し合時と決分時 。特なににき定のま 別けは当はに執で 導れ 該 よ行に 守ば変特法るの特 事な更別務釈た別 項ら後遵省放め遵 がなの守令の収守 取いも事で時容事 0 の項定まし項 ŋ 消た へめでてが さだの釈るにい定 れし内放と特るめ 、容のこ別者ら た とそを時ろ遵にれ きの記まに守つた は釈載でよ事いと

三頭 命 (令 略 及 (ご引致)

8 2 第 5 六 〇

の条内間い 限第に以て第7十出 り一第内は二 で項七に、項へ条の なの十釈引又略 い規三放致は 定条しす第 に第なべ三 よーけき項 り項れ場の そ、ば所引 の第なに致 者七ら引状 が十な致に 留六いさよ 。 れり 置条 さ第たた引 れ一だ時致 た項しかさ と又 られ きはそ二た は第の十者 、八時四に こ十間時つ

る項議るの かの体釈規地 否决众放定方 か定第にに委 に又七係よ員 関は十るる会 す第一判引が る八条断致行 審十のはにう 、係 第 理一規 の条定三る一 開第に人判項 始五よの断の 後項る委及規 にの申員び定 お規請を前に い定 `も項よ てに第っ本る はよして文命 る十構の令 当決五成規 該定条す定第 審を第るに三 理す一合よ項

委断しお 略会つ前て がい項は 指て本 名は文当 す、の該 る急規審 一速定理 人をにを の要よ担 委する当 員る釈す でと放る 行きに合 う は 係 議 こ 、 る 体 とあ地 がら方で でか委行 きじ員う。 るめ会 。地のた 方判だ

10

第 。一期及頃六一 定 めたそ間び 第十少 らだのは第 六 年 れし期 六 号 条 法 た、間当十 第 \mathcal{O} と同が該八保 二保条護 き条 護十 は第年護に 処 観四 に観お分察条 当項満察いに 処第 該のた処て 分 付 期規な分同さ 少項 間定い少じれ 年 第 とに場年 7 すよ合がし 小 号 るりに二にる 年 \mathcal{O} 。保は十対 誰、歳す ŧ 法 保 歳すの 護 第護 観二にるに 処 察年達保限 十分 $_{\mathcal{O}}$ す護 る 四 の 期とる観 期 条 間すま察次 間 がるでの条

判 \mathcal{O} 通 告 等

2 第 年は通 六(`八 護に略へ 観よ) 二の項第満処通 十少の二た分告 第みに規少がつ 一なよ定年十た 一る川用二以に 号保歳す条上お る第でい 。一あて 項る のと当 少き該

護に年の少少 ゛が 保年年家と、告前十家 護に法庭みこに項八庭 察そ二 処対第裁なれ係の条裁 分し二判しをる規 期者歳 間が以 をて条所て十保定へ所 又二上 す同第は る法一、同歳 は十で あ場第項前法に察る 年歳る合 院をとに に超きお四年規章な少が 収えはい条と定のい年あ 容な 7 すい保 る期護当項さりを法八場 期間処該第れ十適第歳合 間内分保 をにの護 定お決観 又護に めい定察は観満 なてと処第察た 、同分三処な れ保時少号分い

> 人をにを (の要よ担 略委する当 員る釈す でと放る 行きに合 う は係議 る体 とあ地 がら方で でか委行 きじ員う るめ会 地のた 方判だ 委断し 員に 会つ前 がい項 指て本 名は文 す `の る急規

> > 一速定

10

第 がだのは六へ 十少 定し期 Ø ' 間当六年 ら第が該条法 二保 れ六 た十 年 護 保 二 と人 に観護 き条満察観四 は第た処察条 な分処第 当項い少分一 該の場年少項 期規合が年第 間定に二に一 とには十対号 すよ 歳すの るり二にる保。保年達保護 護 す護処 観とる観分 察すま察の のるでの期 。一期間 期 間たそ間

判 \mathcal{O} 通 告

2 第 六(告前十家 こに項八庭

院をと 第 項 法は通 に超き二の家第 収えは十少庭二 四年裁章れ係の条裁 すい保条と判のをる規 る期護第み所規少保定へ所 期間処一なは定年護に略へ を法観よ 間内分項さ を に の 第 れ 前 適 第 察 る 定お決一る項用二処通 めい定号保のす条分告 なてと又護規る第少が 一年あ 同は観定 け 項がつ れ保時第察に ば護に三処よ の二た 号分り 少十場 な観 ら察その少少 年歳合 なのの保年年 と以に い期者護に法 み上お 。間が処対第 なでい 又二 分し二 しあて は十をて条 、と当 少三す同第 年歳る法一 同き該

3

ば なら な 1

+ 少 年 条 法 *О* 第 六 保 条 護 第 項 \mathcal{O} 決 定 \mathcal{O} 申 請)

第

年

保

護

観

察

処

分

観 少 年 察 \mathcal{O} 所 うち \mathcal{O} 長 は、 少 年 特 法 定 第 保 六 護 + 観 察 兀 条第 処

新設

をす と認 同項 第 8 じ る 号 と き がの は 保 遵 護 処 守 同 事分項に 法 第 を遵 六 付 され +六 守 条 せ て ず 7 るも そ 項 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 決 程を 度い 観 定 が 察 う。 \mathcal{O} 重 処 申 分 請 1

年 Ź に こと 0 7 が で そ き る。 \mathcal{O} 収 容 た だ 可 能 L 期 間 当 が該第 満特 定 了 保 て 護 1

るとき

は、 0 限 ŋ で な

留 置

第 とが を 引 開 察 + 処 致 で 始 前 八 きる。年 する必 条 条 状 か 三 \mathcal{O} に 規 ょ 要 定 り を 保護 刑 が 引 に 事 よる申 あ 致 ると認るを記れ 施 観 L 設 た 察 特定 又は 所 をす \Diamond \mathcal{O} るときは、 少 保 長 年 護 は、 鑑 観 別 察 第 所 処 カコ に 分 に 留 関 少 該 置 特 す 年 条 一するこ る審理 定 に 第二 保護 V

2

前

0)

に

置

0)

間

は

引

致

す

き

場

所

引

致

L 項

か

/ら·

起算、 よる

L 留

 $\dot{+}$

以

内

す

る。

た

だ

L

期

間

中 た

で 日 規 定

あ

っても、

 \mathcal{O} 日 期

定

による申

請

をす な

3

る

申

をし

たとき

は 処

前 少

項

 \mathcal{O} に 項

規

定

に

カン

カコ 前

わら

ず 規

る

特 護

定 観

保

護 所

観

察

分

年

0

て

条 り

 \mathcal{O}

定

察

長

は

第

 \mathcal{O}

規

定

に

ょ

留

置

さ

ħ

て

なら

な

は

直ちに

特

定保護

観察処分少年を釈放し

な

け 2

れ

ば

がなくな

0

たときそ

0 前 条 て

他留

置 規

 \mathcal{O}

必 に لح

要

へがなく

たと る必

ことが きる。 よることとさ 間 置 又 請 は が に とら 係 た 少 で きない だし 年法 る家 れ るま れ 第 庭 る同 裁 留 + 判 置 で 所 法 六条 \mathcal{O} \mathcal{O} 期間 第 カコ 第二 間 5 七 0 は継 条 項 決 続 第 \mathcal{O} 定 通 L じ て 規 \mathcal{O} て二十 定 通 留 項 置 第 に 知 ょ が す ること 号 ŋ あ 日 るま を そ \mathcal{O} \mathcal{O} 超 観 例に える が 護 で \mathcal{O} で \bigcirc

4 ること 第 項 \mathcal{O} 規 定 によ る 留 置 に 0 1 7 は 審 査 請 求 を す

が できな

0) 第 + 収 了 停 ま 六 八 容 止 で \mathcal{O} + 条 中 す 決 六 \bigcirc \mathcal{O} \mathcal{O} る 間 定 条 匹 特 第 ŧ 定 当 ょ 特 保 \mathcal{O} る لح 該 項 定 護 す 特 釈 \mathcal{O} 保 観 る。 定保 決護 放 察 ま 観 定 処 が 察 分 護 で 処 観 \mathcal{O} あ 少 察 分 間 年 9 たと 処 又 少 \mathcal{O} 分 は 年 保 少 収 き 護 に は 年 容 観 9 \mathcal{O} 可 1 察 保 能 第 7 \mathcal{O} 護 期間 几 停 観 十 止 少 年 察 \mathcal{O}

第

は満

条 法

2 六 第 五 十 ま 観 前 で 察 項 5 処 \mathcal{O} 第五 第六 条第 分少 規 定 十八条の + 年 に 項 八 に ょ 条まで ŋ 0 保 第五 ١, て 護 +は 観 第六十 第六 察 を 第 条 + 匹 停 条から第一 九条及び第 + 止 さ 九 条 れ 7 六 条 第 1 七 + 五. る + 五. + 特 第 条の 条、 条 五. 定 + \mathcal{O}

3 能 期 兀 六 定 特 間 + + は 定 Ė が 保 条第 満了 条 の 護観 適用 察 た時 項 処 な 0) 分少 決 \mathcal{O} 1 定に カ 決 らその 定 年 より に \mathcal{O} ょ 保 進 釈 0 護 行 放 て 観 を始 され その 察 \mathcal{O} た時又 め 進 期 る。 間 行 を は 停 は 収 止 少 , | 容 年 法 可

規

L

 \mathcal{O} 収 設 定 容 等 中 \mathcal{O} 保 護 観 察 処 分 少 年 係 る特別 遵 守 事

2 定定 う。 + \Diamond \Diamond 時 分 地 \mathcal{O} 7 0 決 方 る 少 定 又 八 ところ 委 条 は 年 又 定 8 員 は 収 に に \mathcal{O} 5 以 会 変 容 0 ょ 五. 更 に ŋ は 可 1 下 7 す ょ 能 て 少 地 لح 1 年 ること り 期 収 方 る 収 委 容 容 院 間第 特 中 決 \mathcal{O} 兀 中 に 員 別 定 会 が 満 + \mathcal{O} 収 \mathcal{O} 遵 容 を 特 は 特 で 了 七 守 き Z ŧ 定 \bigcirc 条 定 事 る。 0 時 \mathcal{O} 保 れ 項 保 É 護 て ま 護 て 年 で 観 観 法 \mathcal{O} 7) 0 に決 察 る 第 察 特 き 処 特 六 処 別 定 + 分 遵 法 に 分 定 必 守 務 ょ 保 六 要 少 少 る釈放 条 省 年 護 事 年 が 第 に 項 観 ょ 察 0

3 取 務釈 ない ŋ 省 放 消 ま た 令 す で で لح t 定 \mathcal{O} 認 間 \otimes めれ \mathcal{O} る 又 る す ところ は る。 収 き 容 は に 可 ょ 能 第 ŋ 期 兀 間 + 七 決 \mathcal{O} 定 満 条 を 了 \mathcal{O} ŧ ま で \mathcal{O} 0 て 決 \mathcal{O} 定 間 に なく れ る

きは 地 実 \mathcal{O} 定は 七 保 施 保 地 条 護 収 第 容 状 を 護 六 0) 観 六 中 員 管 察 + \equiv 条 特 況 観 会に に \mathcal{O} を 第 別 そ 轄 察 八 遵 0 す 処 条 な 特 対 守 る 分 定 他 項 \mathcal{O} 1 か 保 さど 事 \mathcal{O} 保 少 七 \mathcal{O} て 項事 護 護 年 第 準 決 観 意見を述 情 観 用 定 \mathcal{O} \mathcal{O} 0 する第 察 を考 設 察 住 項 て が 定、 所の 処 居 \mathcal{O} 1 あ 慮 が 分 規 た 0 長) 特 定 保 たときに 少 変 L 更 必 定さ に +護 年 又 要 観 に は ょ 九 は が 条 れ り 察 0 取消 そ た 場 第 あ 当 所 そ 11 ると 7 \mathcal{O} 該 \mathcal{O} \mathcal{O} L 保 合 者 収 項長 に 認 容 護 \mathcal{O} 12 第 年 関め 観 は中 規 対 す る 定 兀 法 察 \bigcirc と 第 \mathcal{O} そ 特 又 る

収 る 少 容 年 時 院 又 \mathcal{O} は 長 収 と 容 0 中 連 に 携 お け る 特 定 保 護 観 察処 分 少 年

方

委

L

て

るも

のとする。

係 第 八 条 の六 項 \mathcal{O} 決 定 特 に 定 ょ 保 ŋ 護 少 観 年 察 院 処 分 に 収 少 容 年 さ が れ 少 たとき 年 法 第 は 六

第

る。育に 施状 さどっ 該 決 関 況 そ 定 て が \mathcal{O} 少 他 1 あ 年 0 \mathcal{O} 保 たときにそ 院 事 \mathcal{O} 情 護 観 長 を 考 察 に 慮 所 対 į 0 L \mathcal{O} 者 て 長 は、 意 少 見 年 対 を す そ 院 んる保 に 述 \mathcal{O} 保 ベ お る 護 護 け ŧ る 観 観 繑 察 察 \mathcal{O} を لح 正 \mathcal{O} す 実 教 0

2 第 を 況 聴 満 兀 察 を 前 < + 把 処 条 了 七 分第 ŧ 後 握 す 0) 条 少 \mathcal{O} る とする。 \mathcal{O} 保 年 項 لح 護 に \mathcal{O} 観 ともに \mathcal{O} 保 0 察 決 護 1 定 観 \mathcal{O} て に 実 察 施 ょ 必 所 少 る 要 年 12 \mathcal{O} 関釈 が 院 長 放 あ に は 後 る な 又 لح け 少 収 は 認 年 る 容 矯 院 収 \Diamond 中 \mathcal{O} 容 る 正 \mathcal{O} 長 と 教 可 特 能 き 育 定 \mathcal{O} は 意 期 \mathcal{O} 保 間 状 見

収 八 容 条 中 \mathcal{O} \mathcal{O} 七 特 定 地 保 護観 方 委 察 員 会 処 分 は 少 年 収 容 \mathcal{O} 中 住 居 \mathcal{O} 特 \mathcal{O} 定 特 保 定 護 観 察

第

少

年に

1

収

容

可

能

期

間

 \mathcal{O}

満

了

 \mathcal{O}

時

ま

で

づき 地 そ 方 + \mathcal{O} 委員会は 法 条第 務 省 は 住 令 す で 項 定 前 \mathcal{O} 項 \emptyset 規 き住居を 0 定 るところに 決 に 定 ょ を 特定す る住居 L た 場 ょ り ること \mathcal{O} 合 調 に 決 整 が な 定 \mathcal{O} 1 をも 結 できる。 て 果に 0 基

2

きは とが 間 決 に 相 定 を受け 当 法 務省 で 当 な 該 令 た 決 11 定に 者に لح で 認 定 8 \Diamond ょ 0 るところにより 5 り V) れ 特 て る 定 さ 事 収 情 れた 容可 が 生 住 能 居 ľ 期 間 決 た に لح 居 \mathcal{O} 定をも 認 住 満 了ま \Diamond す るこ ると 0 で

3 お 居 理 + け \mathcal{O} る調 特 |定を 条第二 査 取り 項 0 0 それ 消 7 規 すものとする。 ぞれ 定 第三 は 進 前 用 でする。 七 項 条第 0 決 定 項 12 関 \mathcal{O} 規 す 定 る 審

新設

解 除

七

い六六条保前十保 ++, 護項条護 七二第観の 条 五 察 規 🤇 察 か、十処定略の ら第二分に 第六条少よ 六十か年り 十五らに保 八条第つ護 条か五い観 のら十て察 二第九はを ま六条 で十ま第時 の五で四的 規条、十に 定の第九解 は四六条除 `ま十 ` 適で一第れ 用及条五て しび 十 い

よ|七|と護号般六い 条十十一 住 あ観に遵十る第 第条三叉す \mathcal{O} り条 一第条はる満 定の る察掲守三保一 の官げ事条護項 了 \Diamond は及る項の観の に らの び事」規察規 掲の項以と よれ決 定守保項と定処 げ規第上さりた 定 る護をいの分に る定二のれ釈期又 事に号旅て放間は 司除う適少 ょ とにくし用年りには、よっとには、 項よ中行い さ 少 りっ るれ 以年 と読遵と住た 下法同るとあつ対 護 すみ守あ居場 第 項 指 るいす る替事るに 第導同のてる察 合収六 五監項はは第を え項の転に 容 + 」は居前 号督第 「、 て 可四 五. 中を二第同十時 適と「す 号能条 「誠号二項条的 用あ転るの 期第 転実中号中第に さる居場規間 項居に「ロ「一解 れの「 合定 受守及以項除 るはとをによ کے \mathcal{O} 除よ 第け りび下及 第一 い規 さ 五第第くり十七六。居

さ除処 れ さ 分 前 5 るれ少項 十る第合 条間一に 第に項お 一第のい 項三規て に項定 掲のに保 げ規よ護 る定り観 事に保察 項よ護所 を り観の 遵 読 察 長 守みをは し替一 なえ時保 かて的護 つ適に観 た用解察

> 七 解 除

2 第

対第一る 十六条保前十保 七十 護項条護 二第観の 条 及条五察規へ察 び 、十処定略の 第二分に 六六条少よ 十十か年り 八五らに保 条条第つ護 のか五い観 規ら十て察 定第九はを は六条 、十ま第時 適五で四的用条、十に しの第九解 な四六条除 いま十、さ 。 。 で 一 第 れ 、 条 五 て 第 、十 い

掲の項以と護号般六い げ規第上あ観に遵十る第 る定二のる察掲守三保一 事に号旅の官げ事条護項 項よ中行は及る項の観の 「び事」規察規 りっ「 と読遵と守保項と定処定 すみ守ある護をいの分に る替事る 司除う適少よ え項のとにく」用年りて」は、よ」とにに保 一用年り 適と「同るとあつ対護 用あ転項指 るいす観 さる居第導同のてる察 れの「 五監項はは第を るはと号督第「、五一第「、中を二第同十時 第一 五第第「誠号二項条的 十七六転実中号中第に 条十十居に「ロ「一解 第条三又受守及以項除 一第条はけりび下及さ 項三第七る、第 一びれ に項二日」保三一第で

6 4

さ除処 れ さ 分 前 5 るれ少項 第て年のへ 五いが場略 十る第合 条間一に 第に項お 一第のい 項三規て に項定 掲のに保 げ規よ護 る定り観 事に保察 項よ護所 をり観の 遵読察長 守みをは し替一 なえ時保 かて的護 つ適に観 た用解察

規告 定をと に発を よし理 る 由 申又と 請はし て、 を同 す る 第 第 六 と項十 が若七 で L 条 き < 第 なは __ 項 い第 六 \mathcal{O} + 規 定 条 に ょ \mathcal{O} る の警

年 申

第

はだし年しらのり七へ て院な第 す 保 る 収にか七 少 少一 護 と年二容送認院十寸致 つ十 処 致た 分 院 \equiv め法三る に L と 条 仮地の る第歳旨た認 ま 退方戻 付 لح 百にの家めで さ 院委し き 三達決庭 る 者員収 に れ に十し定裁 کے お 7 △ 会容 限九ての判き 少はの 1 1 る 条い申所はて る 年 第る請に 同も 法保請 一少を対 当 じ 第護 \mathcal{O} 項年すに院る L 該 観 、 少 こ 年 が る 限 規仮 兀 所 定退とれ院遵 条 \mathcal{O} す院がを仮守以第長 る者で少退事下 \mathcal{O} 事にき年院項こ 項申 由つる院者 をの 第出 にい。にを遵 条 に 該てた戻少守か号よ 第

十少 二年 条 院 \sim \bigcirc \bigcirc 略戻 L 収 容 \mathcal{O} 決 定

5 2 第 5七二 4

な件 いの前 少手三 年 続 項 のはに 保 定 護 そめ のる 処 分性も に質の 係にの る反ほ 事しか 件な のい第 手 限 一 続り項 ` 0 \mathcal{O} 例 十 決 八 定 よ歳に るに 係 満 る た事

七一 留

削 る 2 第

略

十三条

略

と告こ がをと で発を き し理 な 由 い又と はし て、 同 条 六 項十 の七 規条 定第 に 一 よ項 るの 申規 請定 に を すよ

るる

百にの家めり七 き 達決庭る に十し 定裁と少一 限九ての判き年条 る条い申所は院 第る請に 仮地の を対当 一少 退方戻 項年す し該院委し に院る `少者員収 こ年が会容 \mathcal{L} 規仮 定退とれ院遵はの す院がを仮守 ,申 で少退事保請 る者 事にき年院項護 由つる院者を観 にい にを遵察 該てた戻少守所 はだし し年しの L す て院な長 る少 収にかの と年二 容送つ申 認院十す 致た出 め法三るしとに る第歳旨た認よ

十少 二年 条 院 ^ 0 略戻 L 収 容 \mathcal{O} 決

5七~ 4

5 2 第 分 件 にの前 係 手 る続項 事はに略 件 `定 のそめ 手のる 続性も の質の 例にの に反ほ よしか る な 、 。い 第 限一 り 項 の \mathcal{O} 少 決 年 定 のに 保係 護る 処 事

置

3 2 第 七 十三条 略

に 0 項 \mathcal{O} 規 第 七 定 12 ょ 条 ŋ 留 \mathcal{O} 規 置 定 さ に n 7 ょ る 11 申 る 請 少 年 が あ 0 仮 退 者

4 3 لح 第項留の で か 合 関 六 中 置 規 第 き じ議す議る第 に 六 るめ体る体釈一 十 定 地一 (放項 つに + 審 六|前| 条 方で理第にの 条 11 ょ 八 第 て り 条 委行の七係規 員う開十る定会。始一判に と 準 留 \mathcal{O} 会 項 あ 用 置 がた後条断よ る す さ 第 لح 指だにのはる \mathcal{O} るれ あは 7 名しお規 留 項 す、い定三置 る 及 11 る急てに人及 の第 \mathcal{O} る び 速はよのび 七 場 少 は 第 合 人を る委前 十 年 兀 第 院項 の要当申員項 に 委す該請をた 七 条 お 仮 \mathcal{O} + る審 退 員 を もだ 規 11 لح と理すっし 7 院 定 で 行きをるて書 条 者 は 第 は担か構の 同及 う び 当否成規 五. 少 条 第 第 とあすかす定 項 年 そ がらるにるに 法 \mathcal{O} 項

> 4 がらるにるに は継 七判は でか合関合よ 第 条 きる。 議る一通 じ議 す 第か 前 め体る体釈項じ 7 5 項 地 審 (放のて 留 項 \mathcal{O} 方で理第に規 決 規 置 第 委行の七係定 +す 定 定 う開十るに日 員 る \mathcal{O} 。始一判よを 会 \mathcal{O} 通 カン がた後条断る超 لح 観 知 か 指だにのは留え が 護 名しお規 る 置 で \mathcal{O} あ 6 三 い定 こと ず す き 措 及 る る急てに人び 置 る 一速は よの第が が で る 人を 委 でた لح \mathcal{O} きだ の要 当申員項 5 間 委す該請 をた な れ 又 員 る審 もだ を は 11 る 12 で と理 す 9 L 留 ま少 係 る 行きを て書 で る 置 年 う は担か構の \mathcal{O} 家 \mathcal{O} 当否成規 期間 第 庭 あすかす定 間 裁

5

5

び生準項合項

る定

長び場項に規

と護に合るは

み察い体査

る中て、

保合のよ定

読観お議調第条る

長第事い規並

あ条い第る第

0

てのに項三

十にて定び

議つに項

二措

そ三の五

地れ条た条

「方ぞ第め第

及更れ二の一

十置十

察員

所 会

替所

えの

لح

 \bigcirc

は

る

 \mathcal{O}

とす

の及の

る保保用の議及第読

す規体び十み

三員の第

第委項

又第三替

ŧ

す

二 の 十 と

三

たる。 はは二条える 第季項、る

三 第

すに

6 護護すの議項 観 委 る規体及第 察員 定又び十 こはは第 所 会 が の及の前委二条 き 長び場項員項 規 な 保合のにの第 定 と護に合よ規 読観お議る定十 み察い体調は \equiv 替所ての査前条 留 議に項第 置 えの る長第事つに三 に 十にい規項 のと三つて定並 とあ条い、 すび る中て第るにの「二措第 す は るの「、は、 、二措そ十置 は 查 地れ三の十 元方ぞ条た五 請 及更れ第め条 求 び生準二の第 を 保保用項合一 す

2 4 3 第 2 第 を命い たとき とき ŧ 命 の 事 取 るとき 一号の 令 少 ることがで 地執施 決 規 り 0 \mathcal{O} ょ 官 地 前 る に ず 設 て 方 とする。 定 年 方 行 は 消 年 兀 ŋ 正 項 0 定 は 応 当 を 少 十三条第四 委員会は ることが 委員会は は 条 に 第 条 法 あ す \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 院 保 な 理 より らか ぜず 嘱 長 護処 の 二 年院 第六 執 規 ŧ \mathcal{O} に 仮 第 少 \equiv 前条第 保 年 託 行 退 定 \mathcal{O} 兀 収 項 きる。 由 す 少 た 護 定 と +容 分 院 + 院 に に 仮 水できる。 する。 め発 又 年 だ め 退 が ることが 観 ょ に 仮 地 地 中 す お 兀 し、 付される 条 項 は応じ な 前条第 察官 るの 院 鑑 前 方 5 り 方 \mathcal{O} 1 第 カ 別 委 者 す 項の執行 委 日 仮 て れ 5 員 る引致状 0) 所 必 をして 数 規 を 同 退 \mathcal{O} 員 た期間 の長又は 要が に、 ľ 仮退 な 会 院 相 て 会 決定を受け は 定 項第三 (少 は、 当と 項 は を に V 項 \mathcal{O} あ ょ る 院 0 年 お 前 に 許 少 号 ま そ た ると 算 る ŧ そ 法 項決 前 年 認が \mathcal{O} す 保 定を 条第 仮退 第六 ょ れ \otimes 保 \mathcal{O} 入 法 処 \Diamond 遵 \mathcal{O} 護 取 \mathcal{O} で \mathcal{O} が た者に対 護 認 決 す るとき 守 に 観 消 保 ŋ 規 必 第 分 \mathcal{O} 受け るも + 察 あ 定 観察所の め 定 院 事 限 要 六 が によ を執 る。 当該 るとき を 定 が るときは、 項 兀 所 処 項 + 取 た 許 を 条 分 は あ \mathcal{O} 0 兀 り は \mathcal{O} 者を る 行 者 L とする。 遵 第 第 七 一 る す 長 決 条 消 に 第三 は 出 に لح 長 さ さ 処 守 定 付 決 \mathcal{O} 前 定を せる 分を 項 第 をし += 引 頭の に せず 項 つ 出 認 れ 申 さ た 裁 そ刑 \mathcal{O} 頭 項 れ 1 \Diamond

新

5 6 がらかか 七 保護 を さ第 方更 護 の議項 致 断 は ょ 条 /2 委 潍 保 る 規 項 に 地る れ + 同 請 致 体 及 第 員 き ľ 観 生 員 本 条 状 定 又 び 用 第 執 項 護 \mathcal{O} 求 \mathcal{O} 0 係 方 た 三条、 会及 察保 は 第 \emptyset 会 る 委 条 第 す 文 覾 =及 は て 行 又 に 条 引 委員 地 る 構 第三 判 員 第 0 前 \mathcal{O} \mathcal{O} 項 が は 第 八 察 官護 ょ 致 び 場 判 会 び 項 項 方 同 成 規断 \mathcal{O} 開 あ 第 項 官 委 り 匹 に 同 条 す 定 規 が 始 項た 員 保 合 \mathcal{O} に 委員会が 断 及 八 項 項 0) 第 る 保 項 0 第八項 لح に 合 ょ 規 だ 会 護 に に び 定 行 さ \mathcal{O} + 護 \mathcal{O} 前 中 \mathcal{O} よる る 規 観 お 議 定 + う れ は 条 第 L あ 観 が 引項 0 前 に 7 定 第 体 調 は 項 Լ 第 書 察引致 \mathcal{O} 第 準 11 た 七 る 釈 て 指 本 体 る + 状 に 所 查 前 条 て 12 第 中 \mathcal{O} 所 致 引 用 \mathcal{O} と 読 よる 第 放 お 議 に 項 名する一 は 文 で 命 項 七 項 は \mathcal{O} L は 致 項 す \mathcal{O} 長」 行 る。 0 に 0 条 た 状 事 に 1 令 \mathcal{O} + \mathcal{O} 第 長 \mathcal{O} 第 場 前 規 う。 三 六 項 急 係 4 規 委 引 に 1 規 規 \mathcal{O} が は 十 7 とあ 定 速 第 替 条 定 合 条 て 並 準 四十 員 引 定 る 定 致 人の 条 す を に た 判 用 え に 第八 又 致 に لح 状 \mathcal{O} 第 び に \mathcal{O} 1 る 要 よだ 断 す る る 中 第 \equiv 場 て に 項 ょ ょ は お 同 あ は 条 L 委員で行うこと 措 第 すると る る る ŧ 第 り た る 合 \mathcal{O} 項の 保 条 保 項 L は \mathcal{O} 1 第 釈 規 執 そ 場 第 \mathcal{O} は 置 \mathcal{O} 護 て \mathcal{O} 護 + 決 地 れ \mathcal{O} 放前 六 定 行 と 項 \mathcal{O} 第 第 観 合 は 七は 観 お コ (こ) き + 条 た 項 人 す 者 察 委 項 定 方 ぞ 五. に に に \mathcal{O} 七 察 員 中 第 更 第 係 Լ 係 る。 規 + 官 て を受 及 れ は 項 お 所 \Diamond 条 に 0 が 委員 る引 条第 び 生 準 \mathcal{O} 第 る お る 定 留 六 又 七 \mathcal{O} V 地い 条 用 合 判 は け 項 あ 置 第 地

観 察 所 0 長」 لح 読 4 替 えるも 0 とす

少 る 年 条少 法 の年 第 四院 + 仮 地退 兀 方 院 条 委員の 第 留 項 第三 置 号 \mathcal{O} 保 護 処 分 K 付 さ れ

第 2 と が 院 をい第すて三 が 第 Ś 項 で 仮 と退院者 第の カン 七引十致 否 カン に 状 を 関 条に 刑 事 す ょ \mathcal{O} ŋ 施 る 第引 設 審 一項の 会は、 又 理 は を 開の 少 申た出少 年 始 第 する 鑑 六 別 十三条 年 が کے あ 院 所 き に り 仮 第二 同退 留は 項院 置 る。一番に |するこ 当 項 該 又 定 少

のす第見規る三 る。 第項 \mathcal{O} 定 項 決 に の 十 よる申 定」 の 規 場 定 と 合 は 読 請 に 4 前第 お 替 と 項四 11 えるも あ て \mathcal{O} 規定 る の同 は 条 に \mathcal{O} と 第 ょ 第 る留 す 三 「第七 る。 項 中 置 に 「第 0 条 七 1 の <u>-</u> + て 準 用 第条 び

八

条

 \mathcal{O}

 \equiv

項

並

び

に

七

+

条

第

項

及

3 する。は、 いて準 第三 そ 査 び れ 用に $\stackrel{\cdot}{\equiv}$ 地 項 第 _ 条 方更生 ぞれ く に規 する第七 項 及び保護観 て、 第二 準 定 \mathcal{O} 用 す 規 保護委員会及び する。 十三 る措 定 十三 第二十三条第 は 条第三 察 置 条第三 前 こ の 所の 項に \mathcal{O} た 場 項 8) 長」と読 お 項 合 並 保 \mathcal{O} \mathcal{O} 1 項合の議 て準 護 に 合 びに 観 お 議 第二 規体 み替えるも 察 体 用 1 する 所 て、 定 \mathcal{O} 又 議 はは + \mathcal{O} 長第事前委十に項員 第七 五. 十三条 条 つにに 十三 第 \mathcal{O} お ょ 11

新

2 第 (留置)

2 第

七十六条

略

略

3 項条用第 のす 決規る 項 定 定 0 \mathcal{O} + たこの規 لح 読 る場は み申合 替 請に第第 こえるもの お い項項 7 の並 規び لح の同定 に は、第三による。「」 + 第 項 留 七中置 十一に 2 五第 条七い 項 第十て 及 一一準 び

4 て、 る 条 項 \mathcal{O} 7 調 及 第 第の そ 淮 は 查 てド 項 地れ 用に 第 条 方 ぞ に す 0 及 更 れ る 1 規 項 準 生 第 て 定 \mathcal{O} び 第 保 保 用 七 す 規 護 る 護 す + 第 定 + る。 観 \equiv 措 は 委 員 + 察 条 置 前条 所 会 第 \mathcal{O} 項 第 に 及 \mathcal{O} 条 た \mathcal{O} 長 場 項第 CK 8 項 お 保 合 \mathcal{O} \mathcal{O} 11 並 لح 項 合 7 護 に 合 $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 準 読 観 に お 議の 議 第 察 規 4 体 体 用 て 替 所 \mathcal{O} 定 又 す え \mathcal{O} 議 は は る + る 長第 事 前 委 第五 ŧ に 員 項 七 条 +と三あ条 に 十 第 \mathcal{O} 0 ょ お V

十保 八護 条観 の察 付 部 猶 予 者 \mathcal{O} 住 居 \mathcal{O} 特 定

第

場定 七一 に よる 合 満 に 猶 お保 了 子 護 11 0 لح て 観 察 期 あ 間 る 同 第 付 条 六 0 \mathcal{O} 開 第部 は +猶 八 始 項 予 条 及 刑 者 \mathcal{O} 読 法 び に 七 4 第 第 \sim 第 替 1 えるも + 項 項 7 中準 及 七 条 用 び 0 \bigcirc 収 す 第 لح 容 る す \mathcal{O} 項 可 る。 規 能 \mathcal{O} 規 期 \mathcal{O} 定

削 る

> 3 読 る 場は み申合 替 請に第 七 え お + るも とい項 あての る \mathcal{O} 規 第 とす の同定 は条に 項 うる。 ょ 及 第 四る び 第 項 留 第 七中置四 十一に項 五第つ カコ 条七い 6 第十て 一一準 六 項条用項 ののす ま 決規る。 で 定」 定 に こ 0 規 とよの定

新 設

十 住 八居 条の の特 定

第 2 住 間 に 定 に 七 す ょ 居 地 \mathcal{O} **つ** 方 ることが り \mathcal{O} 開い 委員 調 始 て 整 決 \bigcirc 会 定 \mathcal{O} 時 刑 で を 結 は ま法 きる ŧ 果 で第地 って 前 に に 方 項 基 + 委 づ 七 員 \mathcal{O} 第 き 決 そ 八 条 会 定 \mathcal{O} \mathcal{O} 十 は 者 法 条 が 務 \mathcal{O} 保 L た 居 省 第 規 護 場 住 令 定 観 項 合 す で に 察 ベ 定 \mathcal{O} ょ 付 12 き \otimes 規る る 住 定 猶 部 1 ところ 7 居 12 予 猶 を よの 予 特 る期

る 定 ところに に れ る 定 ょ 定 を受け さ る 事 情 れ 猶 予 ょ が た 1) 生 住 \mathcal{O} 者 じ 居 期 につ た に 間 決 定 と 居 \mathcal{O} をも 認 住 開 て、 \Diamond す 始 る る ま 0 لح 刑を で لح き \mathcal{O} 法 間 は が 第 住 居 相 に + 法 \mathcal{O} 当 特 務 で 七 定 省 な 該 条お 決 を 令 \mathcal{O} 取 で 定 定 認 り に \mathcal{O} よ 規 当 めめ

審お六 理け十 にる八 つ調条 + い査の 六 てに七 つ第 第 そいー れて項 項 ぞ 及 \mathcal{O} れ第び規 準 三 第 定 用十二は す七項前 る条の項 第決に 定お 項にい の関 7 規す準 定る用 は審 す 当 理 る 該に第

条 置

5八~

7 2 第 留第6十留

る 置六 に十 つ八 い条 ての 準 三 用第 す四 る項 \mathcal{O} 規 定 は 第 __ 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ

条観 察 \sim $^{\circ}$ 略仮 解 除

3 2 第 八一

り条あ観に遵定察項 定 る察掲守の付の刑へ \mathcal{O} 8 の官げ事適執規法略 のは及る項用行定第 決 「び事」に猶に れ た 定 守保項とつ予よ十 期 をいい者り五 又 る護 間 は 司除 とに、よ < 少 以 ょ とあ第る祭知二、る五第を二下仮項 同る 下 法 第 項指 収 第導同の十五仮項 六 五監項は条十に又 容 + 四号督第「第条解は 可 中を二第一及除第 能 条 誠号二項びさ二 第 期 間 転実中号中第れ十 項 居 に 「ロ「六て七 受守及以十い条 \mathcal{O} 規第け りび下三る \mathcal{O} う。 定 四る 第 一条保 に + 保 三一の護第 と護号般規観二 七

は

七

日

上 さ ŋ

旅 7 放

行 11 さ

لح

のれ

لح 以

る

住

あ居

るに

の転

は居

「 転 る

場 規

合 定

を に

除 ょ

了

ょ

れ

た

場

合

12

前

号

 \mathcal{O}

り

3 す \mathcal{O} لح す

当 理 該に第も 審お三 理け十 にる六 つ調条る い査第 てに二 つ項 そいの れて規 ぞ、 定 れ第は 準三前 用十 す七項 る条のか 第決 二定 項に の関 規す 定る

は審

7 2 第 5八~ 6 十 留 条 置

置 に第 つ七 い十 て三 準条 用第 す六る項 \mathcal{O} 規 定 は 第 項 \mathcal{O} 規 定 12 ょ

る

八一 (十保 護 条観 察 \bigcirc \emptyset 略仮 解 除

3 2 第

掲の第上あ観に遵定察項 げ規二のる察掲守の付の刑 る定号旅の官げ事適執規法略 る項用行定 中行は及 第 「び事」に猶に ょ り と守保項とつ予よ り読み替えこあるのは、 護司によっ をいい者り Ŧī. す 司除 < 7 適あ転項指 用る居第導同の十五仮項 五監項は条十に文 さの「 れはと号督第「第条解は 中を二第一及除第 「誠号二項びさ 第第第 五八六転実中号中第れ十 十十十居に 「ロ「六て 七 三 又受守及以十い 第条条はけりび下三る一第第七る、第一条保 一第第七る、第「条保項三二日」保三一の護 に項項以と護号般規観

4 · 5 (略)	条第一項に掲げる事項」とする。	一条第三項の規定により読み替えて適用される第五十	三条第二項第二号中「遵守事項」とあるのは「第八十
4 • 5			
(略)			

〇 少年院法(平成二十六年法律第五十八号)(第三条関係)

4 2 第 7 6 5 2 と相在者計 五二 す か 策 在 種 \equiv 当と す 院 少 3 十 個 成 人第 に画少る 定院 \mathcal{O} 定分 上あ る。 第四二 告を年 保 者 年 四人 績 别 略 L 者 略に \mathcal{O} 0 少 十 三 認が ょ 五. て ょ 条 別 執 矯 項 知策院 護 年 院 \mathcal{O} 正か うと 院 \Diamond し定の 観 の略 繑 る 行 種 評 第 価 教ら る 五. し長 察 7) に 長 ← 正 決 を 略歳心 者 及たは す う 受 略 教 定 未身 育 第 種 所 収は 少 及 びと け び 計 五 及 少 る 容 育 を 年 満に \mathcal{O} 受 告 び 年 そき第 場 画項 長 さ 第 計 法 の著 院のは一 けか第 知 のま 保 \bigcirc 合 にれ 兀 画 もし 、項 等 変で 護在保 7 た 意 に 条 六 のい 0 0 観院護速の 更の 見 第 者 + (障 は 11 11 者や規 に規 察 者 を る 次害 7 同 兀 そか定 前 者 号が つ定 所 踏 項 で 法 条 いは のにに 第 第 のあ ま頃個 第 にな て 長 る 場 他 ょ 以 え に 六 定い 人 Ŧī. 場 規別 準 前 相そり 号 下 + 項 めお 当の個 策 定 に るお 用項 に合 繑 第 六 者む すの 通に と内人 定 す 正 第 規 条 る規 知あ 認容別 す る教 五. 定 第 号 をね 定 めを矯 育種 す 0 る t す \mathcal{O} 除十 る 7 る、 計 に 正 ŧ 項保 \mathcal{O} 少 る もは者在教 \mathcal{O} 画 年 第 \mathcal{O} 護 歳 ょ \mathcal{O} `│ │ 院 育 を院 る とほ 規処 以 \mathcal{O} 五. 6 5 4 2 第 2 新 三(個 通者計 5 新 知に画少 3 十個 成 人第(未 績 別二略 す告を年 四人 略 設 兀 満 る知策院 条 別 矯 項 \mathcal{O} \mathcal{O} もし定ののし長 評 正か 繑 ŧ 教ら 価 正 \mathcal{O} と及たは、 育 第 略 教 及 育 び 計 四 次 るそき第。のは一 号 告 画項 計 に 知 のま 画 、項 変で 保 定 更の 護速の \Diamond る に規 者や規 者 つ定 そか定 いは のにに を 他 ょ 除 7 準前 相そり 用項 当の個 と内人 すの る規 認容別 定 めを矯 る、 正 者在教 ょ る に院育

五 略

護在保 と他少観院護速少 認適年察者者や年略 でそか院 あのにの 他)場相そは 、に合 当の ` と結第 す 2 めを項 る 7 る もは者在成 \mathcal{O} ૣ│院 績 と相在者の 当院に評 と者告価 認が知を め 第 し 行 る五 0 者種及た 及 少びと び年そき 保院のは

もに合当の 0 め当院所 とのの る のは者認長長る 在 めは 院相 在 る 者当院場前通に のと者合項知あ認果一 生 認 がにの 活め第は規 及る五 定 び者 種在に 心及 院よ 少 身び 年者るす の保院の通る 状護在保知 況 観 院護を を察者者す 通所 でそる あの場 知の す長る他って、場相そ

の対に としあ す るそて

> 3 2 三 五. 略

護速少 者や年略 そか院 のにの 他、長 相そは 当の と結第 認果一 めを項 る `の 者在成 に院績 通者の 知に評 す告価 る知を もし行 Ø ` 0 と及た

すびと

るそき 。のは

通認適少 知め当年 すると院 る者認の もにめ長 の対るは とし場 す 合前 るそに項。のはに 在、規 院在定 者院す の者る 生の通 活保知 及護を び者す 心そる 身の場 の他合 状相そ 況当の

4

をと他

た `所

よ策課の第条三へ ののに る定程も二第十鑑 変さ 長 他 لح の項一六別 つ更れと 。の項条の に必 よ要てがたい第規の が適あ個う百定規少める切っ人。三に定年の る 三に定年の あ切っ人 るなた別 十よに院少 别 ともと矯又四るよの年 を 受認のき正は条変り長鑑 け めでは教第第更指は別 るあ 育三二が定 とるそ計十項あさ在へ せ る きかの画四につれ院の 条おたた者収 はど変へ う更同第いと矯に容 一てき正っ がそか後条 のをの第項「は教い き者確も六の指 育て に認の項規定そ課 少す の定矯の程第 年るが規に正変へ \equiv 鑑たそ定よ教更同十 別めのにり育後条三

所そ者よ策課の第条三へ

てがたい第規の

るが適あ個う百定規少め鑑あ切っ人。三に定年の

 $\overline{}$

受認のき正は条変り長鑑

ともと矯又四るよの年

めでは教第第更指は別

とるそ計十項あさ在へ

きかの画四につれ院の

のをの第項「は教い

年るが規に正変へ三 鑑たそ定よ教更同十

別めのにり育後条三

の項規定そ課

) の定矯の程第

育三二が定

と変さ

っ更れと

つ人

るなた別

程も二第十鑑

の項一六別

。の項条の

三に定年の

十よに院少

条おたた者収

第いと矯に容

一てき正っ

た

`所

ののにる定

2

略長他

必 よ要

别

を

さ

せ

で

き

るに認

少す

あ切

るあ

はど変

がそか後条

う更同

者確も五の指

体

体

検

- 38 -

3 2 第 八 略

帯くる十弁若のの必品。弁三護し保者要 保者要指 護年士く護 (が定略 取の人法又は者弁あ職 |護る員 り着と律は兄 上衣な第弁弟法士場は げ及ろ百護姉定で合 てびう三人妹代あに少 一携と十等の理るは年 時帯す一へ依人付、院 保品る号弁頼管を者)護に 添少の 護に保人年規 す検を第人よ佐若院律 る査い三又り人 し内及 う十は付 くにび 。九刑添配はお秩 لح が並以条事人偶在い序 でび下第訴と者院てを きに同一訟な 者 るそじ項法ろ直若在持 $^{\circ}$ \mathcal{O} う系し院す にへ 者)規昭とのく者る のを定和す親は以た 携除す二る族そ外め

、く護し保者九人 士く護の十面 い場育律若 て合の及し をは者面三会 「に適びくにい兄 会条の 立は切秩は立う弟法 立立 。姉定付少会 、な序録ち いそ実を画会以妹代添年い の施害さわ下の理人院等 等の 立にすせせ同依人 と会支るる じ頼 (長 いい障結も又。に保付は う並を果のはごよ佐添 。び生をとそ又り人人そ にず 生すのは付 又の を録る じる面弁添配は指 会護人偶在名 き音お せ及そ又たの人と者院す なびれはだ状等な 者る い録が在し況とろ直若職 をのう系し員 画な院 とへい者少録面とのくに が次との年音会す親は で項認矯院さをる族そ在 きにめ正のせ除弁若の院

> 3 2 第 八

り着と律はのの必 上衣な第弁保者要指(十 げ及ろ百護護へが定略五 てびう三 人者弁あ職 一携と十等の護る員 時帯す一へ依士場は 保品る号弁頼で合 管を者 護にあに少 す検を第人よるは年 る査い三 又り付 こしう十は付添少のと、。九刑添人年規 لح が並以条事人若院律 でび下第訴とし内及 きに同一訟なくにび るそじ項法ろはお秩 ° 0 。にへう在い序 規昭と院てを 者 のを定和す者 携除す二る若在持 帯くる十弁し院す 品 弁三護 く者る を一護年士は以た 取の人法又そ外め

立

第

立は切秩は立う保者九へ 、な序録ち 護の十面 いそ実を画会以者面三会 の施害さわ下の会条の 立にすせせ同依へ と会支るる、 じ頼付少会 いい障結 。に添年い も又 $\overline{}$ う並を果のは よ人院等 び生をとそ又り等の にず生すのは付へ長 を録るじる面弁添付は さ音お 会護人添 せ及そ又たの人と人そ なびれはだ状等な又の い録が在し況とろは指 をのう在名 画な院 へい者少録面と院す が次との年音会す者る で項認矯院さをる若職 きにめ正のせ除弁し員 、く護くに るおる教規 い場育律若 士は て合の及し、をそ在 「に適びくにいの院

2

申

第 退あのの百 院る段保三仮 をと階 護 十 退 許認が処五院 すめ最分条の べる高在 きと段院少出) のはにに院 申 達つの 出地しい長 を方 し更仮 な生に第第 け保退十五 れ護院六種 ば委を条少 な員許に年 ら会す規院 なにの定在 い対がす院 し相る 者 当 処 以 仮で遇外

 \pm 種 少 年 院 在 院 者 以 外 \mathcal{O} 保 護 処 分 在 院 者 \mathcal{O} 退 院

第 な会すの百申 にる保三 出 対目護十 し的処六 を分条 院し院少 をた者年許とに院 す認つの べめい長 るては、 のき第第 申は二五 十 種 小 し方条年 な更第院 け生一在 れ保項院 ば護に者 な委規以 ら員定外 \mathcal{O}

退達在

き旨

出

を地

 $\stackrel{\cdot}{\equiv}$

てけ条在 た第院少い 一者年 き項が院 はの地の 規方長 定なそ定更は すいのに生 る範者 よ保第 も囲がる護 Ŧī. の内そ退委種 とにの院員少 すお告を会年 るい知許か院 すら在 受旨更院 そけの生者 のた決保以 定護外 かの法の 出ら告第保 院起知四護 さ算を十処 せし受六分 2

لح

て、受

者

を

日

日

日 を

を超

指え

 \pm 種 少 年 院 在 少院 年者 \mathcal{O} 退 \mathcal{O} 長院 \mathcal{O} 申 第出

第 百 方 達 0 + な 更 け 生 て 条 れ 保 ば 護 院 第 \mathcal{O} 委 な 5 員 許 会に 条 す \mathcal{O} 対 規 が 院 定 相 す Ś で 退 は 院 処 あ ると 遇 を 許 \mathcal{O} 五. 段 す 認 種 階 \Diamond 少 き る が 年 旨 最 院 き 高 0 在 申 は 段

仮

第 し更仮 百 生に第 け保退十十退 護院 六 五 院 れ ば委を条条の な員許に 会す規少 5 なにの定年 い対がす院 し相るの 当処長 仮で遇は 退あの 院る段保 と階護 を 許認が処 すめ最分 べ る高在 きと段院 旨き階者 のはにに 申 達つ 出地しい

を方

7

退 院 \mathcal{O} 申 出 等

第 旨 لح 百 のき第 申は二十 `十六 出 を地三条 し方条 な更第少 け生一年 れ保項院 ば護にの な委規長 ら員定は な会す いにる保 対目護 し的処 を分 退達在 院し院 をた者 許とに す認つ べめい きるて

すお告を会 るい知許 か少 てを ら年 す 受 旨 更 院 そけの生の のた決保長 日 者 定護 は を かの法 出ら告第保 院起知四護 さ 算を十処 せ し受六分 てけ条在 る 七た第院 き 日 と一者 日 き項が を を超はの地 指 え 規方 なそ定更 定 いのに生 る よ保 範 者 囲がる護 の内そ退委 とにの院員

新

++ 七歳 条 退 院 少及 年び 院収 の容 長継 は続

第 二のは収定第 つ十者退容 日た四を院さ ょ がか日条出され る \mathcal{O} らか第院せ で て措保 き起 ら一 さ る V 置護 る算起項せ t るを処 なの保含分 L 算 第 \equiv けと護む て ころれして 処 更 年 のば 分 生. な二在の保ら十院執護 間年保な 保 にを護 限経処な歳者行法 少 り過分いにがを第 年 しに 達 二受七 法 そて係た し十け + 第 のいるだた歳る 収な同し日にた + 容 い項 \bigcirc 達め第 兀 لح の少翌 を L 少 き決年日た年項 継 第 と院のきに規 続は定法に の第そ に規 項

百二二 八 ま で 略の 収 容 継

5 2 第 (4

な件 いの前 少手三 年 続 項 のはに略条歳 保 定 護 そめ 処のる 分性も に質の 係にの る反ほ 事しか 件な のい第 手限二 続り項 0 0 例十決 八 定 よ歳に るに。溝 係 満る た事

分 在出

分

第 る百~ る 場四保 合十護 り の条処 速 区 や分保在 かに護院 に応処者 じ分の、在出 行 خ ق 当 院 院 該者 各の 号 出 に院 定は 8 る次 期の 間各 内号 にに 掲 でげ

(限 略

に 収 第 百 す \equiv ること 十 七 条 が第 で き項 るた 期だ 間し 又 書 はの 家 規 庭定 裁に 判よ 所り が少 第年

百院

2

ま で 略の

収

容

継

5 2 第 百三二 (八 条 歳

分 件 の前 係 手 る続項 事はに略 、定 件 のそめ 手のる 続性も の質の 例にの に反ほ よしか るな い第 限二 り項 ` D 少決 年 定 のに 保係 護る 処 事

第 き る 百 る 場四保 に 収 限合十護 り 容 百 略 の条処 す 速 区 る十 や分保在 かに護院 七 と条 に応処者 行じ分のう、在出 が第 , う。 で 在出 き項 当院院 るた 該者 期だ 各の 間し 号 出 又 書 に院 はの 定は 家 規 \Diamond 庭定 る次 裁に 期の 判よ 間各 所り 内号 が少 にに 掲 第年 百院 でげ

し十十 日た七歳 と条退 院 二のは少及 十者退年び 日た四を院院収 がか日条出さの容 らか第院せ長継 ら一さるは続

第

収な同し日に百

の達

き

そ

い項

き決年

続は定法に

0

の第

算起項せも

年一のば

しに

にを護

間年保な二

限経処な歳者

り過分いにが

そて係たし十

のいるだた歳

算第なの保

て号れし処

三けと護

ら十院

達二

分

在

を لح \mathcal{O} 少 꽢

す

る

で

る

き起

て L

そ あ

前期年十若四三 一中間院 L のに条く二 満収第は項条 了容二更若 にす項生し よる若保く る期し護は 場間く法第 前 合若は第六 条 し第六十 当く三十四 該は項八条 期収の条第 間容規第 のす 定 項 末るに項若 日 こ の と よ若し りし 翌が定くは 六 日でめは第 のきた第三条午る少七項の

該定く四三

期めは第十

の少七項条

末年十若第

 $\stackrel{\cdot}{=}$

のに条く項

のす項生条

午る若保第

のは第

満第六少

了三十年

に項八法

よの条第

る規第二

場定三十

合に項六

よ若条当りしの

前期し護二中間く法項

翌収第は

更前

八

間た第二

日院

日容

方し、定は護すい利負百へ 更た速に同法こ出益傷四願生旨やよ法第とにの又十い 保をかる第四がよたは二出 略 護そに退四十でりめ疾条に `に病 委の 院十一き ょ 員仮そを六条るそやに少る 。のむよ年滞 会退の許条の に院者す第規こ者をり院留 報又が旨一定のが得重の 告は少の項に場少な態長 し退年決若よ合年いでは な院院定し るに院事あ、 けをにをく 仮おに由る出 れ許一受は退い一がと院 ばす時け第院て時あきさ な旨とた四を とる、 せ らのど者十許そどとそる な決まで七すのまきのべ い定る あ条旨者るは他き をことと、それに、その院が たをきの定生をの者者 地許は規又保許願のが

一(略

第 し退年決は護すい利負百へ な院院定同法こ出益傷四願 略けをにを法第とにの又十い れ許一受第四がよたは二出 ばす時け四十でりめ疾条に 、に病 な旨とた十一き らのど者六条るそやに少る な決まで条の のむよ年滞 い定るあ第規こ者をり院留 こる一定のが得重の しとと項に場少な態長 たをきのよ合年いでは 地許は規るに院事あ、 定仮おに由る出 更た速に退い一がと院 生旨やよ院て時あきさ とる、せ 保をかるを そに退許そどとそる \mathcal{O} 院すのまきのべ 員仮そを旨者るは他き 会退の許のが `そ在 に院者す決更とその院 報又が旨定生をの者者 告は少の又保許願のが

出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号) (附則第九条関係)

 \bigcirc

。 国審査官又は入国警備官に対してしなければならない 5 前各項の通報は、書面又は口頭をもつて、所轄の入その旨を通報しなければならない。

。 国審査官又は入国警備官に対してしなければならない 国審査官又は入国警備官に対してしなければならない 5 前四項の通報は、書面又は口頭をもつて、所轄の入

しなければならないの話の人

) 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)(附則第十条関係)

わのめ間の第のあ五行防めしきて行刑こっ行そ釈懲人項釈同項 、同をがとたをの放役補中放法 うら中者一刑る十の止収く ちれのが項のの五た法容は又じ受あがこ終刑す若導「 若執た保保の執は条め第し収は けるなとわのるし院刑と五あ 護護決行「第収二て容第 るとくへりうとくの事あ十る 、ちきは長施る二の くがき観観定の婦二容十い可回にこきなそ 察察にた人項し五る能十よとはっの若執 そ予保に付よめ補中て条者期 りが 、た執し行刑錮とのは第 のさ護お一る収導「い第を間 条保なそ時行くがのの 長「三 執れ観け部釈容院刑る一釈の若護くのにをは猶一刑「又仮項春 行な察る猶放しの事者項放満し観な刑他終そ予部の第は退中防 をか付特予のて長施をのす了く察つのにわのさの執三少院 受っ一別者時いし 設釈決るには付た執執り執れ執行十年」少法 、行な行の九院と年第 けた部遵でまるとの放定と 一こ行行 よ第 る部猶守あで者、長すにきり四部こ分予事るにに「又るよ」保十猶 長すにきり四部とをす又をか猶た条の 。終べは受っ予め第長同か十 の者項場特つ懲はとりと護七予次わきそけたの収一し あ処条者条り懲のる部言容項と第の条 が期にを合別い役少き な間つ含に遵て若年」補る分のを第、役執こ分渡しのあ五仮第 くのいむは守第し院と導のの二 釈二又又行とのして決る十退 な執て 事三くの 処は執の放項ははをが期をい定の四院項 っ行そご猶項十は長同分「行決」すにそ禁受な間受るには条又 たをのが予へ九禁一法の売の定るおの錮けくのけ者よ「第はと こ終刑定期そ条錮と第執春た若とい執のるな執てをり婦二仮

「時容事こ分予事るにに「又るよ」保猶。終べは受っ予め第長 補まし項との者項場特つ懲はとりと護予次わきそけたの収一 導でてがが期にを合別い役少き、あ処者条り懲のる部言容項と 処にい定な間つ含に遵て若年」補る分を第、役執こ 分渡しのあ 分特るめくのいむは守第し院と導のの釈二又又行とのして決る 。、事三くの、処は執放項ははをが期をい定の の別者らな執て 執遵にれっ行そ)猶項十は長同分「行すにそ禁受な間受るには 行守つたたをのが予へ九禁 一法の売のるおの錮けくのけ者よ の事いとこ終刑定期そ条錮と第執春たとい執のるな執てをり婦 た項てきとわのめ間の第のあ五行防めきて行刑こ っ行そ釈懲人 、にり うら中者一刑る十の止収、同をがとたをの放役補 、ちれのが項のの五た法容又じ受あがこ終刑す若導 収定四又よ けるなとわのるし院 十はる若執た保保の執は条め第しは 一保釈し行と護護決行「第収二て第 るとくへ うとくの てれ 条護放くがき観観定の婦二容十い四にこきなそ 、ちきは長 の処のは猶 察察にた人項し五る十よとはっの若執 りが、た執し行刑錮と 決分時そ予保に付よめ補中て条者一 保なそ時行くがのの き 定のまのさ護お一る収導「い第を条 に執で執れ観け部釈容院刑る一釈の護くのにをは猶一刑 よ行に行な察る猶放しの事者項放決観な刑他終そ予部の第 るの特をか付特予のて長施をのす定察つのにわのさの執 て る 釈 た 別 受 っ 一 別 者 時 い 느 設 釈 決 る に 付 た 執 執 り 執 れ 執 行 十 、行な行の九 の放め遵けた部遵でまるとの放定とよーこ行行 売はの収守る部猶守あで者、 長すにきり部とをす又をか猶た条

十八条条条は第八「事二の別若項てきと 七十の第第第一項少項十執遵しが第、に 九二八項を年が五行守く定四又よ 第条第項項十 だ鑑定条の事はめ十はる 一第一 中に条第し別め第た項収ら 項五項「お第七書所ら一めが容れ条護放 の項の第い一十中一れ項収定可た の処の 決の決七て項三 」とたの容め能 と 決 分 時 定決定十準一条第あと決しら期き定のま 定一用との六るき定てれ間 に執で と一第条すあ四十の一 にいた の者よ行に 読と七のるる第八はとよると 満 るの特 「、る者き みあ十規第の一条 く釈た別 了 替る五定七は項の 婦同釈に に は放め遵 人法放つと えの条に十「、 \equiv よりの収守 るは第よ三売第第補第のいある四時容事 も「一る条春七一 導六時てる釈十まし項 、の放七 の売項申第防十項院十ま でてが と春の請一止六、 一三で売はの条にい定 す防決、項法条第と条に春一時の特るめ 、第特防補ま 一第第七 る止定第 別者ら 法又七と二一十同七別止導での遵にれ 第は十、十項三 条項遵法処に決守つた 二 第 三 同 七 又 条 第 中 守 第 分 特 定 事 い と

 \mathcal{O}

てるく定はの、場。にこ取 取更十仮 同合 ょ の消生七退 条にのる項し保条院 第つ規留にに護 一い定置おつ法へ取 項てはにいい第略消 中、仮つて て三 「そ退い準 条 第れ院て用同の 六ぞ中 、す 法規 十れの同る第定 三 準 者 法 同 六 は 条用に第法十前 第すつ七第川項 二るい十七条の 。て三 項 +の規 又こ前条三 三定 はの項(条第に 第場の第第四よ 三合申四一 項る 項に出項項の仮 」おがをの規退 といあ除規定院

> 条の申第防十と条に春 第規請一止六、 第特防 、項法条同七別止 定 項に第一第第条項遵法 のよ七と二一第中守第 決る十、十項八「事二 定決五同七又項少項十 定条条条はた年が五 第第第第だ鑑定条 と一九二八し別め第 みあ項項項十書所ら一 替るの中に条中しれ項 えの決「お第」とたの るは定第い一第あと決 も「又七て項七るき定 の売は十準一十の一 に と春第一用と三はとよ す防八条すあ条「、 る る止十のるる第婦同釈 法一規第の一人法放 第条定七は項補第の 二第に十一、導六時 十五よ三売第院十ま 七項る条春七二三で

 \mathcal{O}

2 第

第の同合)の 六は条にの取更十仮 十「第つ規消生七退 三売一い定し保条院 条春項てはに護 第防中、仮つ法へ取 二止っそ退い第略消 項法第れ院て三 又第六ぞ中 は二十れの同の 第十三準者法規 三六条用に第定 項条第すつ七は 第二るい十前 二項。て三項 項又こ前条の ¬ に は の 項 √ 規 同お第場の第定 条い三合申三に のて項に出項よ 規準しおがをる 定用といあ除仮 にすあてるく退 、場。 よるる

〉 替る 、 定にすあ 6 えの同しよるる と春頃少一三売 す防中年と条春 る止「鑑あ第防

法第別る二止 第七所の項法 二十一は又第 十一と「は二 七条あ同第十 条のる法三六 第規の第項条 一定は二一第 項に「十と二 のよ婦七、項 決る人条「に 定申補第同お 請導一条い と一院項のて 読としの規準 みあと決定用

5

3

と春項少し す防中年と る止「鑑あ 法第別る 第七所の ニナ」は十一と「 七条あ同 条のる法 第規の第 一定は二 項に「十 のよ婦七 決る人条 定申補第 一請導一 と「院項 読とこの みあと決 替る、定 えの同し

小 年 0 保 護 事 件 に 係 る 補 償 に 関 す る 法 律 平 成 兀 年 法 律 第 八 + 兀 号 附 則 第 + 条 関 係

 \bigcirc

改

正

案

第 補か「号と十一 償っ審にい八条趣 をた判掲う号 行少事げ う年由るご にの 措等し 審に定法 置にと判関め律 を対いにするは 定しう付る少 \otimes す手年少 るそ)べ続の年 もののきに保法 の身存少お護 と体在年い事昭 すのがにて件和 る自認該同一二 由め当法以十 のらす第下 拘れる三「年 東る事条保法 等に由第護律 に至一事第 よら以項件百 るな下各一六

償

にきて決判由がか二へ す よは次定断に認の条補 にをがつめ決 V) 国掲受さきら定少の 当はげけれ審れに年要 該 るた 判なお法件 身そ身者そをいいに 体の体がの開 こて規 の者の当決始とそ定 自に自該定せにのす 由対由全がず よ全る のしの部確又り部保 、拘又定は当又護 拘 東こ東はし保該は事 にのを一た護全一件 よ法受部場処部部を る律けの合分又の終 補のた審にには審結 償定も判お付一判さ をめの事いさ部事せ するで由てなの由る とあに る い審のい もこる関そ旨判存ず のろとしのの事在れ

条の号少 一の措法 項規置の 第定众規 に同定 묶 よ法に 若る第よ 措十る L < 置七同 を条行 は 含の 第 六 む四同 。第法 +) 一第 兀 又項十 第 は又七 同は条 項法第第 第二 第 _ 二十項 号十六第

現

行

に至一事十一 よら以項件八条趣 るな 下 各 号 補かっ 号と 償っ審にい第の をた判掲う二 行少事げ ~ には う年由る 措等し 審に定 置にと判関め少 を対いにする年 定しう付る少法 す手年 \Diamond るそ)べ続の昭 もののきに保和 の身存少お護二 と体在年い事十 すのがにて件三 る自認該同へ年 由め当法以法 のらす第下律 拘れる 東る事条保百 等に由第護六

償

`い審のい二 る とあに \mathcal{L} る関そ旨判存ず条補 しのの事在れ の年とにきて決判由がか少の よは次定断に認の年要 項規置のるり、にをがつめ決法件 国掲受さきら定第 当はげけれ審れに二 該 るた 判なお章 身そ身者そをいいに 体の体がの開こ て規 の者の当決始とそ定 自に自該定せにのす 由対由全がずよ全る のしの部確又り部保 拘又定は当又護 拘 東こ東はし保該は事 にのを一た護全一件 よ法受部場処部部を る律けの合分又の終 補のた審にには審結 償定も判お付一判さ をめの事いさ部事せ するで由てなの由る

四条二 条の号少のろと 一の措法す 第定 点規 三に同定 号よ法に のる第よ 保措十る 護置七同 処を条行 分含の 一む四同 第法 年一一第 院又項十 法は又七 同は条 平法第第 成第二 二二十項 十十六第

るづ十年第い二法場 引く三 法二て項へ 略致身条律項準若平に 及体の第の用し成限 びの二 八規すく二る 留自第十定るは十 置由一八に場第六 の項号よ合四年若 拘のつるを項法し 東規第措含(律く 並定七置む同第は項 。法五第 びに十又。法五によ二は一第十 更る条更若百八号定 生措第生し三号のに 保置一保く十一保よ 護を項護は九第護る 法含若法第条百処決 のむし、百第三分定 。く平三三十一を 定しは成十項八少受 にに第十九に条年け よ基七九条お第院た

___ (略 __

2

2

定一八に場第六 にに号よ合四年 つるを項法 よ基 るづ第措含(律 引く七置む同第 致身十又 。法 五 及体二は一第十 びの条更若百八 留自第生し三 置由一保く十 の項護は九第 拘の法第条百 東規一百第三 並定平三三十 びに成十項八 によ十九に条 更る九条お第 生措年第い二 保置法二て項 護を律項準若 法含第の用し のむ八規すく 規。十定るは

- 50 -

玉 際 受 刑 者 移 送 法 平 成 + 兀 年 法 律 第 六 + 六 号 附 則 第 + 条 関 係

 \bigcirc

2 第 『四第律百十条ま第治第処者第二~ 年いを外 + ~ で二四二せと一十刑 て受国受七共 五第四四 十百条条第及十十号ら 号 一 لح はけ刑入条助 た(二者二 六六まか四び八年のれ同の条等 受 刑 条十でら百第条法共た項共 る同者 刑 Ŧī. \mathcal{O} \mathcal{O} 八及第八 律助者第助共適 項で以者略 期 第あ上が 第号び四十十第第刑と二刑助用 間 第百条四 四を 号の刑 るあ十 号場る八 第十第五八か条十十禁同の執の 中合と 歳 二百十ら第九五錮項共行執 改 一条号と第助を行 「にきに 文 条条七九第 三おは満 第条条四項 ` ~ そ 一 刑 受 に 正 ま百 第第れ号のけ関 びび 十け た 第 に第 項少で八刑 三 し 年るそ ぞの執る 六 な 案 、年 更 十事十十れ共行者 前れい 7 生 項 第法第二訴一二み助ををは と項ら لح あののき 保に ○ 五条訟条条な刑受懲 る規全に 十昭百ま法か しをけ役第 護係 法る 七和二 で第ら第 て懲るに十 の定て共 はのこ (新 条二条 四第二 役者処六 助 第十か第百三十刑とをせ条 平 分 +|適の刑 四七十四法 三 禁ら第 「用言に二に渡係 成に 5 項年第百十三条へ同錮れ一 条 、法五八四条 明項にた項 十つしる 2 第 二護第律百十条ま第治第処者 いを外 +でニ 兀 て受国受七共 項法五第四四 せ 一十百条条第及十十号ら すはけ刑入条助 第平六六まか四び八年のれ同の条等 た 受 刑 十成条十でら百第条法共た項共 同者二刑 $\sim \mathcal{O}$ `八及第八三 律助者第助共適 項で以者略期 条九第号び四十十第第刑 کے 刑助用 第あ上が 間 第百条四二四を 号の刑 るあ二 ら法十第五八か条十十禁同の執の 号場る十 百十ら第九五錮項共行執 中合と 第律七 歳 現 十第条条七九第一条号と第助を行四八及第条条四項、マモー刑受に 一にきに _ 三 お は 満 ま百 十け 条十び 第第れ号のけ関 た で八刑三二ぞの執るし 八第項少 年るそな 行 、年 十事十十れ共行者 号 六 前れい 7 二訴一二み助ををは と項らと 第法第 二 、五条訟条条な刑受懲 あののき 十昭百ま法か 条 しをけ役第 る規全に て懲るに十 六条並七和 _ で第ら第 の定て共 び条二条 四第二 役者処六 はの) 助 第に第十か第百三十刑とをせ条 「適の刑 第四更一三ら四七十四法 禁ら第 二用言に 条生項年第百十三条へ同錮れ一 十に渡係 法五八四条 明項にた項 年つしる

同は、条条かの同行犯「行二い条裁るの第、第二第第か条か年 法「「第中らは法と罪十と条う第判の場九第六項三五らまら法 「引」第しに年し第 。十国は合十八十、項十第で第律 四助の号二渡国三て係」て一)一(「に一十五第、条四、十第百刑重の以し際十のるとの号に号以三お条二条五第第十第四八 一い共上を受二拘確あ拘の係の下分いか条の十五一条三条十 十とも助の受刑条禁定る禁外る受「のてら、四五十項ま十ま八 の刑」は者中を裁のを国確入裁一、第第ま条三、」。とた移っし判はし刑定移判、刑九八でか条第 び他と以あ後送刑たに「た、裁送国国法十十、ら第五第 第のあ下る」法のとお十と以判犯」際第八四第第二十四第十三 四刑り「のと第言さい年さ下に罪と受二条条七五項一十三六条百」、共は、十渡れて(れ「お(い刑十まか十十及条八十条) 八と及助「刑三しる言裁る外い以う者八でら五八び、十あび刑国事条が日い判日国て下。移条の第条条第第 際訴の確数渡国数刑言「)送中規八かま三五第第二条 条の重と受訟命定をさにをいい受に法っ定十らで項十四一十第 中はいい刑法令し含れお含と渡入お第三を八第、、 「一刑う者第にたむたいむいさ移い二分適条七第第条九 。外で。うれ送て条の用ま十六五第条第か、 国受)。た犯同第一すで七十十二第三5第 移四よ後 の刑とご送百り」ご国受ご 言」あと法七裁と」刑入」)同罪法七」る並条条四項一十第十 第十判あとの移との法」第号と。びまか条及項五三一 のと二四国る、執送、執第と二のあこにでら第び、条十条

の中はいい刑法令し含れお含と渡入お第三を八第、、二十項三 は「「刑う者第にたむたいむいさ移い二分適条七第第条九 「刑主」。移四よ後。外て。うれ送て条の用ま十六五第条第か東の刑と)送百り」(国受)。た犯同第一すで七十十二第三ら 」あと法七裁と「刑入」)同罪法七」る並条条四項一十第 。びまか条及項五三 第十判あとの移との法「第号と のと二四国る、執送、執第と二のあこにでら第び、は、条条かの同行和 行一いを共って、 地渡とる 察た法「「第中らは法と罪十と条う第判の場九第六項三五らま 庁裁第共そ二「引「第しに年し第 °十国は合十八十 、項十第で 判四助の号二渡国三て係」て一、一、「に一十五第 と所百刑重の以し際十のるとの号に号以三お条二条五第第十第 一い共上を受二拘確あ拘の係の下分いか条の十五一条 に人 同対十とも助の受刑条禁定る禁外る受「のてら、 四五十項ま 法応条、の刑」け者中を裁のを国確入裁一、第第ま条三、第す及「」へとた移「し判はし刑定移判へ刑九八でか条第 四るび他と以あ後送刑たに「た、裁送国国法十十、ら第五第 百検第のあ下る」法のとお十と以判犯」際第八四第第二十四第 八察四刑り「のと第言さい年さ下に罪と受二条条七五項一十三 、共は 十渡れてへれ「おへい刑十まか十十及条八十 八と及助「刑三しる言裁る外い以う者八でら五八び、条四 条と十あび刑国事条が日い判日国て下。移条の第条条第第 中あ二る「一際訴の確数渡国数刑言」)送中規八かま三五第第 「る条の重と受訟命定をさにを」い受に法「定十らで項十四一

に分送又び続判し行は検し 関の法は同中所とを「察た 受 し継第拘法 共 庁 二留第本と「け助 必続 要中条の五人、 言る刑と所 なで第刑十に少渡者の 技あ二が七対年を 種同対 術る号確条し法しと類法応 の定中て第たあり 的 第す 読と共し「有二裁ると四る し助た保罪十判の、 百検 え、 刑 護判七所は同八察 はそのと処決条 一法 十 庁 の執あ分が第と共第七 政他行るの確一あ助五条と 令こをの継定項る刑百中あ でれ受は続し中のの 一 る 定らけ「中た」は執条刑のめのる国、「保」行中名は る規者際懲と護東を 定が受役あ処京受裁と東 、り分地け判あ京 の保刑 `の方るのる地 適護者禁 用処移錮及継裁者執の方

定らけ「中た」は執条刑めのる国、「保」行中名

定が受役あ処京受裁と

用処移錮及継裁者執の

関の法は同中所とを「

なで第刑十に少渡者の

術る号確条し法しと類

読と共し「有二裁ると 替し助た保罪十判の え、刑」護判七所は

、の執あ分が第と共第

政他行るの確一あ助五

令こをの継定項る刑百

でれ受は続し中のの二

技あ二が七対年をし

的しの定中て第たあ

る規者際懲と護東を「

に分送又び続判

必続二留第本と

はそのと処決条

要中条の五人

保一行中名

り分地け判あ

、の方るのる

受 共

、言る刑

護判七所は同

け助

一 法

めのる国

の保刑

適護者禁

し継第拘法

 \mathcal{O}

をてけ刑二へ 含当た(十仮む該受二二釈 外入以条放 国 受 上 を刑刑あ十特 経の者る八則 過執にと歳 し行つきに たといは満 後して た てはそな 仮の、れい 釈拘次らと 放禁ののき をを期全に す し間て共 がれ国渡係 るにしる で き日おを外 る数い受国

 \mathcal{O}

則

第

をてけ刑二へ 含当た(十仮む該受二二釈 外入以条放 国 受 上 を刑刑あ二特 経の者る十 過執にと歳 し行つきに たと い は 満 後して ` た てはそな 仮の れい 釈拘次らと 放禁のの き をを期全に すし間て共 るたへ 助 と裁の刑 さ判言に がれ国渡係 で るにしる き日おを外 る数い受国

略

略

刑 事 収 容 施 設 及 び 被 収 容 者 筡 \mathcal{O} 処 遇 に 関 す る 法 律 平 成 + 七 年 法 律 第 五. + 号 附 則 第 + 兀 条 関

 \bigcirc

改

案

現

行

係

百並二四準用 へ、に 第 す 三 法 三 び 項 第 施 留 に 二 九び条条用す同第お五 る十第百第 、六 設 置 留 百 す る法 三い項 場六十六二 第十職業置八 第第第る場第十て 合条三十項七五員務さ十 第九八五場合三三準第 を第条七 ` 十 条 と 管 れ 六 百十十十合を十条用七 含三へ条第八第み理る条 三六四を含七、 す十 む項同並二条三な者者 条条条条含む条第る三 項しをに第 (法び百 第三場条 同第に八第 第並第 第む て刑つ十 、法二第十八第 三十合の 項に項項 及項五を四第第十四六十七刑施て条 , Ű △ 条 含 第 六 三 二 百 条 条 十 事 設 は 第 の民及 規事び第第第同第む三 十十条八の後条訴の + ==法二 項 段第訟長留項 訴 第 五. 九 三十十十第項 及条条第一 二法と置の , Ţ 第第二条第第項第 適法項五九九四 施規 条条条十第第十五十第三九 六 留 設 定 す平第第第第五三二七項項五二百十第十置をに る成九二四五条十十十 一に条項六八七四担刑よ 八十項項項に六七六 第お第 十条十条当事り にお条条条七い三更六第三 第官施留 て項生条一条一を 法第第第おい第第第 +設置 準、保、項第項刑と施 律二八四いて二三四 三 第 項 十 十 て 準 項 項 項|条|用 第 護 第 及 二

、、にお条条条す三法三び項第 施留に二 法第第第おい第第第る十第百第 六 設 置 留 百 八四いて二 三五場六十六二第十職業置八 第項十十て準項項項合条三十項七五員務さ十 百並二四準用 へ、にを第条七、十条と管れ六 す同第お含三へ条第八第み理る条 九び条条用 号に す る法三いむ項同並 条三な者者 第第第る場第十て 会法び百 項しをに第 第九八五場合三三準)同第に八第 て刑つ十 、法二第十八第 事い五 百十十十合を十条用 三六四を含七、す第第十四六十七刑施て条 条条条条含む条第る六三二百条条十事設は第 第並第 第三場十十条八の後条訴の 第む 十二段第訟長留項 三十合三九 、 一) 及 項 五 を 条 余 弗 、 、び (条 含 第 第 二 条 第 項 第 ・ ・ ・ ・ ・ + 第 三 九 、六 項に項項 二法と 置の の民及 施規 規事び第第第同第む十五十第三九 、六 留 設 定 。項項五二百十第十置をに 訴第五三三法二 三十十十第項 及に条項六八七四担刑よ 、びお第 適法項五九九四 十条十条当事り 条条条十第第第い三更六第 第官施留 す平第第第第五三二七て項生条一条一を設置 る成九二四五条十十十準、保、項第項刑と施 八十項項項に六七三用第護第及二

 \bigcirc 実 施重 に大 関な す犯 る罪 法を 律 防 二 止 平し 成 二及 十び 大こ 年れ 法と 律 戦 第う 五上 十で 七の 号 協 力 $\sim \mathcal{O}$ 附強 則化 第に 十関 五す 条る 関日 係本 玉 政 府 لح ア メ IJ 力 合 衆 玉 政 府 لح \mathcal{O} 間 \mathcal{O}

ず算方気関るて回機用三へ れ機法通す方い線を電条合 かにに信る法るをい子 に記よ回照に旨通う計警国 該録っ線会よのじ 算察連 当さてををっ情て以機庁絡 すれ 通受て報照下へ長部 るてそじけ と合こ 合官局 者おのてた協共用の衆はか でり者合と定に電条国 あ、に衆き第そ子に連合照 るか係国は四の計お絡衆会 かつる使 条者算い部国を 指用照のに機て局連受 否 かそ紋電合規係に同の絡け をの情子用定る特じ使部た 回者報計電に指定 用局場 答がが算子よ紋のごにか合 す次照機計る情者よ係らの るの合に算指報がりる も各用送機紋を識電電合置 の号電信よ情送別気子衆 との子すり報信さ通計国 すい計る電にすれ信算使

る ŧ 刑(事略 と歳上 な以の っ上手 たの続 事者に 件でよ にある つつ身 いて体 ` Ø 7 次当拘 の該東 い身を ず体受 れのけ か拘た に東こ 該をと 当受の すけあ

れたを なだも公口のと十 かし受訴 っ書けのへ たのて提略 者規い起 及定な又 びにいは 少よ者公 年り (訴 法当刑を (該事提 昭 事 訴 起 和件訟し が法な 十検第い 三察二処 年官百分 法に四の 律送十い 第致六ず 百さ条れ

現

行

協

定 \mathcal{O}

ニーるず算方気関るて回機用三(れ機法通す方い線を電条合 かにに信る法るをい子 に記よ回照に旨通う計警国 該録の線会よのじ 算察連 当さてををっ情て以機庁絡 通 受 報照下众長部 すれ て るてそじけ と合 こ合官局 者おのてた協共用の衆はか り者合と定に電条国 で ` 'n あ、に衆き第そ子に連合照 るか係国は四の計お絡衆会 かつる使 条者算い部国を 否 指用照のに機て局連受 かそ紋電合規係に同の絡け をの情子用定る特じ使部た 回者報計電に指定 用局場 答がが算子よ紋のご にか合 す次照機計る情者よ係らの るの合に算指報がりる も各用送機紋を識電電合置 の号電信 よ情送別気子衆 との子すり報信さ通計国 すい計る電にすれ信算使

事略

っじる た 成 刑 件でへ 上 っ書けのへにあ満の 丰 いて十 続 て、歳 に 次 当 以 ょ の該上る い身の身 ず体者 体 れのをの か拘い 拘 に東う 束 該を を 当 受 次 受 すけ号け るるにた もこおこ のといと 7 \mathcal{O} な同あ

れたを なだも公口事 かし受訴 たのて提略つっ二 者規い起 及定な又 びにいは 少よ者公 年り一訴 法当刑を 🤍 該 事 提 昭事訴起 和件訟し 二が法な 十検第い 三察二処 年官百分 法に四の 律送十い 第致六ず 百さ条れ

_						
2			=			
(略)	るもの	る二十歳以上の者のうち国家公安委員会規則で定め	一 逮捕状が発せられており、かつ、所在が不明であ	項の決定を受けた者を除く。)	条第二項、第二十四条第一項又は第六十四条第一	六十八号)第十八条、第十九条第一項、第二十三
2			=			
(略)		国家公安委員会規則で定め	おり、かつ、所在が	を除く。)	条第二項又は第二十四条第一項の決定を受けた者	十八号)第十八条、第十九

- 56 -

 \bigcirc 小 年 鑑 别 所 法 平 成 二 十 六 年 法 律 第 五. + 九 号 附 則 第 + 六 条 関 係

`児護十~ を次童委七家 二に平保行に養員条庭 う掲護会 と者の護鑑等 るつ、 察所求 。い少所のめ て年の長に 鑑院長はよ 別の る を長児家鑑 求又童庭別 めは自裁等 ら刑立判 れ事支所 た施援 と設施地 きの設方 は長の更 か長生 こら 保

第

れ 第びへ 事又項少成護 略へ件はの年十処もげ施 略の少規院九分のる設保年所 調年定法年(査法に第法少すに長観別の 又第よ百律年 は十る三第法 審八措十八第 判条置八十六 を第を条八十 受二含第号六 け項む二一条 るの。項第第 者規次及七一 定号び十項 にに第二へ よお百条更 るい三第生 措て十一保 置同九項護 にじ条並法

そ三受は係項ら十つ の条け更るの少八少 た生同決年条年 決の 定 と保項定法 院 を第き護の 第少の 法決同二年指 受 け項又 第定法十鑑定 たの は 七 第四別等 者 決 地 十同六条所 二法十第の に定方 0 \mathcal{O} 条第四一長 更 第六条項は い執 生 保 -+て行 第 第 鑑の 護 項六 そ 別嘱 の条 項号の 委 を託 員 決第第の職 行 を 会 定一 保員 い受か の項号護が 、け ら執の の処家 少た同行決保分庭 と法 の定護に裁 院き第指若処係判 法は七揮し分る所 十をくに同か

る

現

一れ 児護十 を次童委七家 一保行に養員条庭 う掲護会 定号び十分のる設保年所 にに第二へと者の護鑑等 よお百条更すに長観別の 察所求 。い少所のめ て年の長に 鑑院長はよ 別の を長児家鑑 求又童庭別 めは自裁等 ら刑立判 れ事支所 た施援 と設施地 きの設方 は長の更 、 か 長 生 こ ら 、 保

三け項む二 。項第護 るの 略、者規次及七処もげ施 るい三第生るつ、 措て十一保 置同九項護 にじ条並法 °) 第び 係 二に平 る 事又項少成 件はの年十 の少規院九 調年定法年 査法に第法 又第よ百律 は十る三第 審八措十八 判条置八十 を第を条八

2 3

第 慮に年て行項ら十へ し規院鑑のの少八少 て定に別指決年条年 すつを揮定法院 そるい行を又第少の の矯てい受は二年指 、け更十鑑定 者正指 を教定少た生四別等 収育さ年と保条所 容課れ院き護第の す程た法は法一長 べを矯第 ` 第 項 は きい正三そ七第 う教十の十三その 一決二号の 年 育) 課条定条の職 院 をそ程のを第保員 指の一規受一護が 定他同定け項処家 の法にたの分庭 る 事第よ者決に裁 も情三りに定係判 のを十各つのる所 と考条少い執同か

きい正三 3 少う教十 年。育 院一課条 略をそ程の 指の一規 定他同定 すの法に る事第よ も情三り のを十各 と考条少す慮に年 るし規院 て定に すっ そるい の矯て 者正指 を教定 収育さ 容課れ す程た べを矯

2

七一 十 身 条の 検 (査

3 2 第

う系し所た る査い三とのく者め指へこしう十す親は以必定略 は以必定略四体 九る族 そ外要職 が並以条弁若 ののが員 でび下第護し保者あは きに同一士く護へる、 るそじ項又は者弁場少。の。には日、謙今年 \mathcal{O} には兄 護合年 者)規弁弟法士に鑑 のを定護姉定では別 携除す人妹代あ、所 取の人護に保人別及 り着と人よ佐若所び 上衣な又り人し内秩 げ及ろは付 くに序 てびう刑添配はおを 一携と事人偶在い維 時帯す訴と者所て持 者、す 保品る訟な 管を者法ろ直若在る

第 のう系し被八~ 面との く観十面 会 す親 は護一会 を る族 そ在条の 除弁若 立 の所 く護し 保者少会 士く護の年い をは者面鑑等 にい兄 `|会 別 立う弟法(所たけの 会以妹代添長 わ下の理人は せ同依人等 じ頼、くそのに保付の 又 は一よ佐添指 そ又り人人名 のは付 又す 面弁添配はる 会護人偶在職 の人と者所員 状等な |者 に 況とろ直若

2 3

七一 条の

3 2 第 が並以条弁し所た でび下第護く者め指へ十身 きに同一士は以必定略四体 るそじ項又そ外要職。ののにはののが具 \mathcal{O} にはののが員 者一規弁保者あは のを定護護へる 携除す人者弁場少 帯くる等の護合年 弁へ依士に鑑 品 を一護弁頼では別 取の人護にあ、所 り着と人よる少の 上衣な又り付年規 げ及ろは付添鑑律 てびう刑添人別及 一携と事人若所び 時帯す 訴とし内秩 保品る訟なくに序 管を者法ろはおを す検を第う在い維 る 査 し、 で 大 者 在 る こ と 、 で 九 る 若 在 る

4

<u>\(\frac{1}{2} \)</u>

第 せ除弁し被八へ く護く観十面 。士は護一会)をそ在条の くにいの所 は立う保者少会録ち。護の年い 画会以者面鑑等 さわ下の会別 せせ同依へ所 る、じ頼付のも又。に添長 のは、よ人は そ又り等 すのは付へそ る面弁添付の 会護人添指 たの人と人名 だ状等な又す し況とろはる をのう在職 前録面と所員 条音会す者に 第さをる若

、を 立は (会)前録 略いそ条音 等の第さ せ と会項 いい各若 う並号し びのく しにいは を録ず録 せ及にさ なびもせ い録該る こ画当もとつすの が次る でほこれる るおめ いて こと き ただし

2

所

第 ーが百 生 じ十 後条在 直 ち被者 に観の 行護 退 う在所) 者 \mathcal{O} 退 所 は 次 に 掲 げ る 事

少 法

定決項第 (が定の-略審に決項年略た四護 判よ定 期り又第第 日観は六十 に護更十 八 おの生四 い措保条 て置護第第 告が法一 知効第項 + さ力七若 れを十し 条 た失一く場の条は 第 合たの第項 にこ申六、限と請十第

> と会項 いい各 う並号 びの しにい を録ず さ音れ せ及に なびも い録該 こ画当とつす が次る で項と できる。 いる て「・ 立は 会 いそ

> > 等の

2

第 一が百つ 生 じ十観 年略た四護 後条在 直 所 ち被者 に観の 行護 退 う 在 所) 所 者 \mathcal{O} 退 所 は 次 に 掲 げ る 事

由

由

限と請十 (に四少当対条年 該す第法 決る一 第 定決項十 が定の八 審に決条 判よ定 期り又第 日観は二 に護更十 おの生三 い措保条 て置護第 告が法二 知効第項 さ力七若 れを十し た失一 < 場っ条は 合たの第にこ申二

略

(削る)	附則	改正案
(選挙犯罪等についての少年法の特例) 第五条 家庭裁判所は、当分の間、少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)第二十条第一項の規定にかかわらず、年齢満十八年以上満二十年未満のものが犯した同項に規定する罪、同法第二百五十一条の四第一項各号に掲げる者と認める者であって年齢満十八年以上満二十年未満のものが犯した同項に規定する罪のものが犯した同項に規定する罪のものが犯した同項に規定する罪のものが犯した同項に規定する罪のものが犯した同項に規定する罪の事件(次項及び第三項においした同項に規定する事件」という。)について、その罪を追回に係る事件に関する少年法第二十年未満のものが犯した同項に規定する罪の事件(次項及び第三項において、連座制に係る事件に関する少年法第二十年未満のものが犯した同項に規定する罪の事件(次項及び第三項において、企の職選挙法等の一部を改正する法律(平成二のは、「公職選挙法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十三号)附則第五条第一項の規定にかかわらが犯した同項に規でする罪の事件(次項及び第三項において、主要を判断に係る事件に関する少年法第二十三条第一項の規定の適用に分いては、同項中「第二十年未満のものが犯した同項中「第二十年未満のものが犯した同項に持て、という。)について、その罪を政策を対した。 「公職選挙法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十三号)附則第五条第一項の規定にかかわる者が犯した。 「公職選挙法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十三号)附則第五条第一項の規定にかかわる者が犯した。 「公職選挙法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律)とする。	附則	現行

 \bigcirc

公職選挙法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十三号)

(附則第十七条関係)

(削る)

3 4 官 適 0 前 年 段 年 適 用 年 公 に す 未 家 庭 罪 送 に 正 る場合を含 満 用 齢 法 に .. (T) L に 満 致 規 律 裁 0 \mathcal{O} 1 ない。 係る 者が 第 V +確 す 定 判 7 所 て る す 保 百 る場 は 等 九 犯 公 年 カン 少 は どうか + む。 職 を 年 した公 以 考 合に 当 選 法 几 当 上 分 挙 慮 第 号) 分 満 法 を 係 及 職 \mathcal{O} \mathcal{O} て る連 間 決 + 間 及 + び 選 に . 規 行 定 び 年 条 政 挙 第 定 す 治 法 座 政 未 わ 少 年 する 資金規 年 治 満 な る 制 他 満 法 資 に に \mathcal{O} け 項 係 罪 当 第 者 \mathcal{O} 金 れ る事 正 規 た 規 法 で ば \mathcal{O} 八 定に 年 なら 事 律 + あ 0 法 正 て 件 件 るときに 以 条 法 な は ょ を除く。 お 上 0 の規定の 昭 規定 満二 第 和二 ŋ 1 検 選 7 察 犯 挙 は 項

少年法の特例に関する経過措置)

削

る

第 るこ る 定 挙 で 選 新 12 挙 0) 運 0) 公 ょ こ の 7 動 間 並 職 法 り なお 及 は に び 選 律 年 法 び に 挙 \mathcal{O} なお従 齢 投 従 住 法 施 律 票運 満 行 民 0 前 \mathcal{O} 2投票 後に + 規 施 \mathcal{O} 前 動 定 例 行 年以 0 に 及 L に 前 に係る行 た 例による。 関 び ょ に 行 ることとさ 上 新 L L た行 満 施 漁 為 業法 為に 三 十 並び 行 日 為 年 カュ に 係 \mathcal{O} る少 れ 未 同 5 規 附 条 る場 満 公 定 則 年 が 第 \mathcal{O} 示 0) 者 法 日 適 規 合 定によ の前日れ にお が 条 0 適 L 0 た 用

(検察審査会法の適用の特例)

第 七 条 七 号) 適用する。 年 第六条 間 齢 満 + 検 各号に 察審 八 年以 査 一会法 上満二 掲げ る者とみ +昭 和 年 未 なし 満 三年 0 者 7 法 に 同 律 0 法 第 1 て 0) 百 規 兀

第 選るる五 挙 国 法 条 法 制 を投へ国上

削 る

削

る

八 条 及 び 第 九 条 削 除 2

検

審

査

事

当

分

検

查

法

第

第 会

項 務

 \mathcal{O} 局

規 長

定 は

に

ょ

員

候 審

項補

通名

知簿

同り

を

製

L \mathcal{O}

た

直

5

に、

九 審

L

 \mathcal{O}

次

年 き

 \mathcal{O} は

月

日

満た

を

検

察

審

査

員

候 \mathcal{O}

補 時

者 点 法 検 \mathcal{O}

名 に 第 察 間

カン け 条 査

Ò る 第

L

な

簿お

消年

除齢

満 \mathcal{O} 者 会

ば 未

な

5 \mathcal{O} 年

な 者

11

判 員 \mathcal{O} 参 加 す る 刑 事 裁 判 に 関 す る 法 律 \mathcal{O} 適 用 \mathcal{O} 特

第 + げ る成 分 者 +年 \mathcal{O} ک 六 間 齢 4 年 満 な 法 裁 +L 律 判 第 員 年 六 \mathcal{O} 以 + F. 同 法 加 満 号 \mathcal{O} す 規 る + 定 第 刑 年 を 事 + 未 五 適 裁 満 条 用 判 \mathcal{O} 第 す に 関 に 項 す 0 各 る 11 7

2 月 ちの 規項 地 方 補 日 定 \mathcal{O} 関 者 に す 裁 \mathcal{O} 同 規 る判 名 時 法 ょ 定 簿点 りに 法 所 第 に 裁 カコ ょ 律は + 5 判 第 お り 消け 条 員 読 当 る 第 候 +4 分 除 補替 L 年 \equiv \mathcal{O} 項 な 齢 者 え 条 間 名 \mathcal{O} て け 満 第 簿準 裁 れ 通 +ば 知 を 用項判 なら、 年 を 調 す 員 未 同の 製 る L な 満 場 た L 法 参 たと 合 第加 年 \mathcal{O} 。者 \mathcal{O} を す き 含 る + を 次 は 兀 刑 年 む 条 \mathcal{O} 事 第 判 直 裁

第 びすす十 選るる 挙 国 法 条 制 権民律 上 を投へ国の 有票平は措 を成 ` す る者 い十国 、 う 二 民 投 \mathcal{O} 年一法票 齢の律へ が投第日 満票五本 十権十国 八を一憲 年有号法の 上る第改 者一正 さ の条手 れ年に続 た齢規に こ及定関

権

有

者 \mathcal{O}

民 律

年一法票 齢の律へ が投第日 满票五本 十権十国 八を一憲 年有号法 以すごの 上る第改 者の条手

れ年に続

たこととでは、たっという。

票平はの すを成 、措 るい十国置 う た 九 に 民 投

上そ十の八を のの九均年踏 措他号衡以ま 置の) 等上え を法、を満 講令少勘二選 ずの年案十挙 る規法し年の も定つる未公 のに昭つ満正 とつ和、のそ すい二 民者の るて十法と他の特別の 討年明齢観 を法治満点 加律二二に え第十十お 百九年け 必六年以る 要十法上年 な八律の齢 法号第者満

> を八と十と 加十の八を え九均年踏 、号衡以ま 必等上え 要、を満 な少勘二選 法年案十举 制法し年の 上そつ未公 ののつ満正 措他、のそ 置の民者の を法法と他 講令へ年の ずの明齢観 る規治満点 も定二二に のに十十お とつ九年け すい年以る るて法上年 。検律の齢 討第者満

制一八と十

 \bigcirc 法務省設置法 (平成十一年法律第九十三号) (附則第十九条関係)

改正案	現行
(少年院)	(少年院)
一 少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)第二十第十条 少年院は、次に掲げる事務をつかさどる。	
四条第一項第三号並びに第六十四条第一項第二号(第一項第三号の保護処分の執行を受ける者、
合こ限る。)及び第三号の呆獲処分の執行を受ける同法第六十六条第一項の規定による決定を受けた場	孰亍を受ける者その也去令の規項の規定により少年院において
者、同法第五十六条第三項の規定により少年院にお	に収容すべきこととされる者を収容
いて懲役又は禁錮の刑の執行を受ける者その他法令	、これらの者に対し矯正教育その他の必要な処遇を
の規定により少年院に収容すべきこととされる者を	行うこと。
収容し、これらの者に対し矯正教育その他の必要な	
処遇を行うこと。	
二(略)	二(略)
2 · 3 (略)	2 · 3 (略)